

**赤磐市**  
**第4期障害者計画**  
**第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画**

---

**令和6年3月**

**赤磐市**



## ごあいさつ



本市では、平成30年度から令和5年度までを計画期間とした「赤磐市障害者計画」、令和3年度から令和5年度までを計画期間とした「赤磐市障害福祉計画（第6期）」及び「赤磐市障害児福祉計画（第2期）」を策定し、「障害者が安心して心豊かに暮らせる地域社会の実現」を目指して、各種障害者施策に取り組んでまいりました。

近年、「読書バリアフリー法」、「医療的ケア児支援法」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」、「改正障害者差別解消法」の施行など、障害のある人を取りまく法整備が進められています。また、令和3年3月には「赤磐市手話言語条例」の施行により、手話への理解の促進及び普及並びに手話を使いやすい環境整備などの基本理念を定め、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らすことのできる共生社会を実現することが目的とされました。

このような状況を踏まえ、前計画の期間が満了したことから、新たに「安心して心豊かに暮らせる地域社会づくり」の理念のもと、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「赤磐市障害者計画」、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「赤磐市障害福祉計画（第7期）」及び「赤磐市障害児福祉計画（第3期）」を策定いたしました。

赤磐市障害者自立支援協議会、平成29年4月に子育てや障害のことを一括して相談できる総合相談窓口として開設された子ども・障がい者相談支援センター（りんくステーション）をはじめ、保健、医療、福祉、雇用、教育などの関係機関と連携しつつ、地域と行政が一体となって、誰一人取り残さず、住み慣れた地域で暮らせる社会を目指してまいります。

今後、本計画の目標の実現に向けて、障害者施策を計画的に実施し、障害福祉サービスの充実に努めてまいりますので、市民の皆様並びに関係者の皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました赤磐市障害福祉計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査などを通じて、貴重なご意見や多大なるご協力をいただきました皆様方に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

赤磐市長 友實 武則



# 目次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって                   | 1  |
| 1-1 計画の概要                       | 1  |
| 1-2 計画の策定体制                     | 7  |
| 第2章 障害のある人等を取りまく状況              | 9  |
| 2-1 人口等の状況                      | 9  |
| 2-2 障害のある人等の状況                  | 10 |
| 2-3 就学等の状況                      | 15 |
| 2-4 雇用・就労の状況                    | 18 |
| 2-5 障害福祉に関するアンケート調査の概要          | 20 |
| 2-6 第3期障害者計画の進捗状況               | 33 |
| 第3章 計画の基本的な考え方                  | 37 |
| 3-1 基本理念                        | 37 |
| 3-2 第4期障害者計画の目指すところ             | 38 |
| 3-3 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の目指すところ | 42 |
| 第4章 障害者計画                       | 43 |
| 基本目標1 共生社会を目指す地域づくり             | 43 |
| (1)権利擁護の推進                      | 43 |
| (2)広報・啓発の充実                     | 44 |
| (3)交流・ふれあいの推進                   | 44 |
| (4)福祉教育の推進                      | 45 |
| (5)生活の場の充実                      | 46 |
| (6)防犯・防災対策の充実                   | 46 |
| (7)福祉のまちづくりの推進                  | 48 |
| (8)ボランティア活動等の推進                 | 49 |
| 基本目標2 地域生活を支える基盤の充実             | 50 |
| (1)相談支援・情報提供の充実                 | 50 |
| (2)障害福祉サービスの充実                  | 51 |
| (3)日常生活の支援                      | 51 |

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| (4)健康づくりの推進                       | 52 |
| (5)医療・リハビリテーションの充実                | 53 |
| (6)精神保健対策の推進                      | 53 |
| 基本目標3 ライフステージに対応した支援              | 54 |
| (1)療育・就学前教育の充実                    | 54 |
| (2)学校教育の充実                        | 55 |
| (3)働く場の充実                         | 56 |
| (4)社会参加の促進                        | 56 |
| (5)移動支援の充実                        | 57 |
| 第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画                | 58 |
| 5-1 令和8年度の成果目標                    | 58 |
| (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行              | 58 |
| (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築        | 59 |
| (3)地域生活支援の充実                      | 60 |
| (4)福祉施設から一般就労への移行等                | 61 |
| (5)障害児支援の提供体制の整備等                 | 62 |
| (6)相談支援体制の充実・強化等                  | 64 |
| (7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 | 65 |
| 5-2 障害福祉サービス等の見込み量                | 66 |
| (1)訪問系サービス                        | 66 |
| (2)日中活動系サービス                      | 68 |
| (3)居住系サービス                        | 71 |
| (4)相談支援サービス                       | 73 |
| 5-3 障害のある児童を支援するサービス等の見込み量        | 74 |
| (1)児童発達支援等                        | 74 |
| (2)子ども・子育て支援等                     | 76 |
| 5-4 地域生活支援事業の見込み量                 | 77 |
| (1)事業種別                           | 77 |
| (2)必須事業                           | 78 |
| (3)任意事業                           | 83 |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 5-5 障害者施策の推進               | 85 |
| (1)発達障害のある人等への支援           | 85 |
| (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 85 |
| (3)相談支援体制の充実・強化のための取組      | 87 |
| 第6章 計画の推進と評価               | 88 |
| 6-1 計画の推進体制                | 88 |
| 6-2 計画の点検・評価               | 89 |
| 資料                         | 90 |
| 計画策定組織                     | 90 |
| 用語解説                       | 93 |



# 第1章 計画策定にあたって

## 1-1 計画の概要

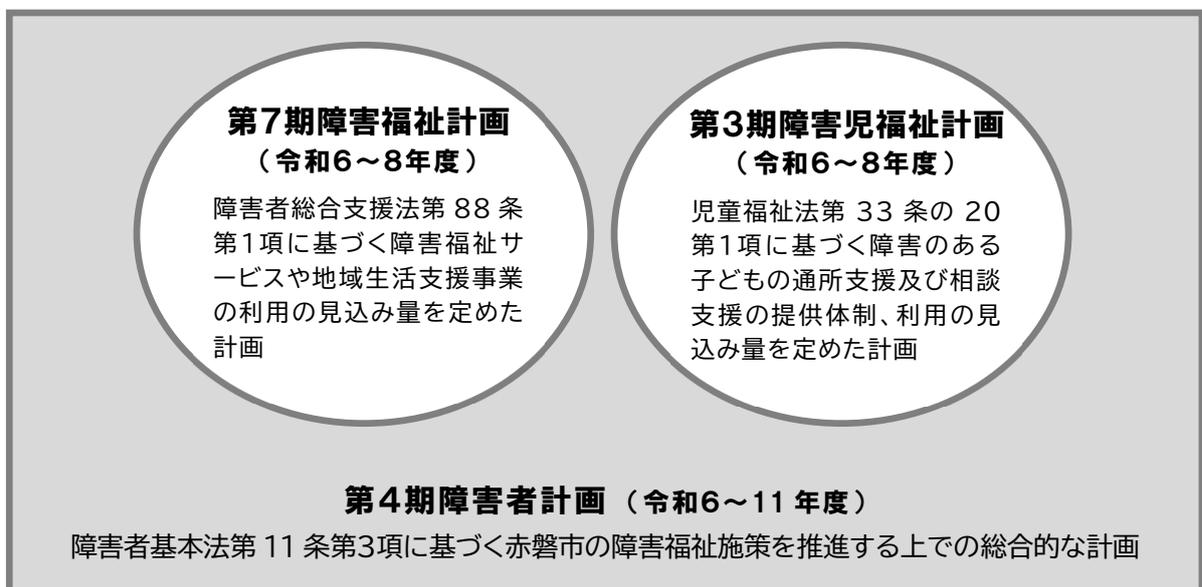
### (1) 計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法に基づく障害保健福祉施策全般を総合的かつ計画的に推進する基本計画として、平成29年度に「赤磐市第3期障害者計画」（平成30～令和5年度）を策定しました。

また、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく障害福祉サービス等に関する見込み量とその方策を定める実施計画として、「赤磐市第6期障害福祉計画」（令和3～5年度）を策定するとともに、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標等を定めた「赤磐市第2期障害児福祉計画」もあわせて策定しています。

このたび、各計画の計画期間が終了を迎えることから、これまでの進捗状況を踏まえ、新たな課題に対応した「赤磐市第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境などの分野で、総合的かつ計画的に障害のある人を支援する施策を推進していきます。

今回策定する第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について



## (2) 国の基本的な考え方

### ①障害者基本計画（第5次）

国は令和5年度から5か年を計画期間とする「障害者基本計画（第5次）」を令和5年3月に策定しています。

- ①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- ②安全・安心な生活環境の整備
- ③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- ④防災、防犯等の推進
- ⑤行政等における配慮の充実
- ⑥保健・医療の推進
- ⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- ⑧教育の振興
- ⑨雇用・就業、経済的自立の支援
- ⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興
- ⑪国際社会での協力・連携の推進

### ②障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に関する基本的な指針

障害福祉計画・障害児福祉計画の策定については、国の基本的な指針（こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）に即することとされ、令和5年5月に告示されています。

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障害のある児童のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障害のある人等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実・強化
- ⑦地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑧障害福祉サービスの質の確保
- ⑨障害福祉人材の確保・定着
- ⑩よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑪障害のある人による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑫障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑬その他：地方分権提案に対する対応

## 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系

障害者総合支援法に基づくサービスは、障害のある人等のそれぞれの障害程度や社会活動、介護者、居住等の状況等を踏まえて個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられています。「自立支援給付」には、介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」があり、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。

児童福祉法に基づくサービスは、障害児通所支援や障害児相談支援があります。

障害福祉サービス等の体系(概念図)



### **(3) 近年における国の障害者施策等の主な動向**

#### **①医療的ケア児支援法の施行**

恒常的に医療的ケアが必要な児童が日常生活や社会生活を営めるよう支援するために、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（医療的ケア児支援法）が令和3年9月に施行されました。

この法律における基本理念は、次のとおりです。

- 医療的ケア児及びその家族の生活を社会全体で支援しなければならない。
- 医療的ケアの有無に関わらず、子どもたちがともに教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、個々の状況に応じて、関係機関・民間団体が密に連携し、医療・保健・福祉・教育・労働について切れ目なく支援が行われなければならない。
- 医療的ケア者（18歳以上）も適切な保健医療・福祉サービスを受けながら日常生活や社会生活を送ることができるように支援が行われなければならない。
- 住んでいる地域に関係なく、医療的ケア児とその家族が適切な支援を受けられるようにする。

#### **②障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行**

令和4年5月、施行されたこの法律では、障害のある人等による情報の取得・利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。

#### **③障害者権利条約について国連権利委員会の勧告**

条約に基づきどのような取組をしてきたのか、国連権利委員会による初めての審査が行われ、令和4年9月、総括所見と改善勧告が公表されました。主な改善勧告は以下の点です。

- 障害のある児童を含む障害のある人が地域で暮らす権利が保障されていない。
- 精神科病院の強制入院は障害に基づく「差別」であり、自由を奪っている法令の廃止を求める。
- 分離された特別支援教育の中止に向け、「インクルーシブ教育」に関する国の行動計画の策定を求める。

#### **④障害者差別解消法の改正**

法施行後3年目の見直しを経て令和3年5月に改正され、これまで民間の事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」となりました。改正法は令和6年4月に施行されます。

## ⑤障害者総合支援法等の改正

平成30年の改正法施行3年後の見直し規定に基づく改正法が令和6年4月に施行されます。主な改正のポイントは以下のとおりです。

- 障害のある人等の地域生活の支援体制の充実（障害者総合支援法）
- 共同生活援助（グループホーム）の支援内容にひとり暮らし等を希望する者への支援等を加える。
- 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の整備を市町村の努力義務とする。
- 障害のある人の就労支援及び障害者雇用の質の向上の推進（障害者総合支援法・障害者雇用促進法）
- 就労選択支援サービスの創設
- 労働時間が週10～20時間未満の障害のある人等を雇う場合、雇用率に算定する特例
- 精神障害のある人の希望やニーズに応じた支援体制の整備（精神保健福祉法）
- 医療保護入院の仕組みの見直し
- 難病患者等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化（難病医療法、児童福祉法）
- 症状が重症化した場合に円滑に医療費助成を受けられる仕組みの整備
- 難病患者「登録証」発行事業
- 児童発達支援センターの役割・機能の強化（児童福祉法）
- 児童発達支援センターが、地域における障害のある児童の支援の中核的役割を担うことを明確化
- 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化

## （４）計画の対象者

本計画は、障害のある人（障害児・者）や難病患者及びその家族、介護者を主な対象者とします。

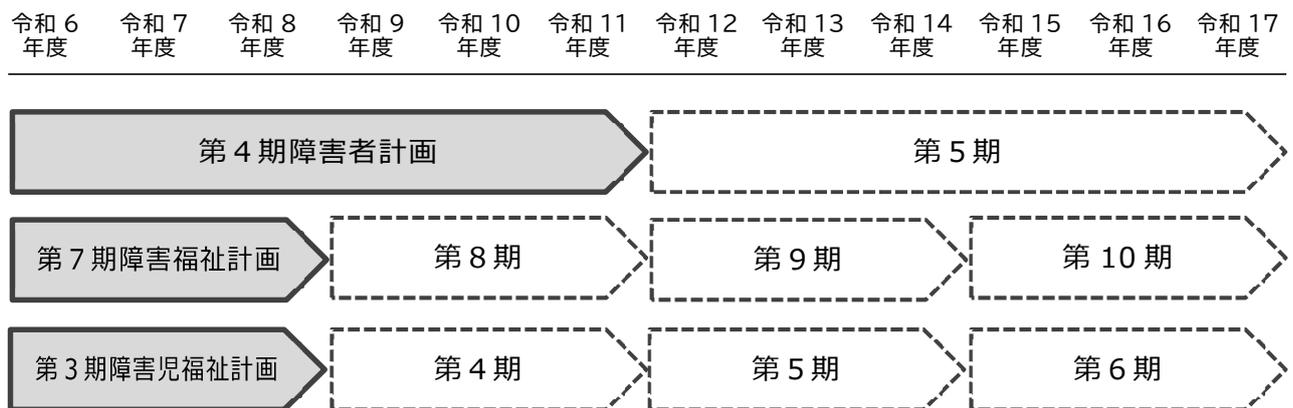
ここでいう「障害児・者」とは、障害者総合支援法または児童福祉法の定義に基づく身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他心身の機能に障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に制限を受けている状態にある人を総称するものです。

## (5) 計画の期間

第4期障害者計画は、令和6年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする6か年計画です。第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする3か年計画です。

なお、国や県による施策の動向、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

計画の期間



## 1-2 計画の策定体制

### (1) 計画策定委員会の開催

行政関係者、保健医療関係者、障害者団体関係者、福祉関係者、学識経験者などからなる「赤磐市障害福祉計画策定委員会」を設置し、今後の障害者福祉施策等の在り方について協議し、広い視野からの検討審議を受けて取りまとめました。

### (2) 行政機関内部の体制連携

社会福祉課を中心に庁内関係各課の各担当部門との連携を図り、計画内容の調整を行いました。

### (3) アンケート調査の実施

障害手帳所持者等の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、基礎資料として計画や施策の検討に役立てるためにアンケート調査を実施しました。

#### 調査の実施概要

|        | 障害福祉に関するアンケート調査                                   |
|--------|---|
| 調査対象者  | 市内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び福祉サービス利用者等 |
| 調査方法   | 郵送による配布・回収、自己記入                                   |
| 調査時期   | 令和5年9月～10月  |
| 調査対象地区 | 市内全域  |
| 調査票配布数 | 800   |
| 回収数    | 390   |
| 有効集計数  | 386   |
| 有効回収率  | 48.3%   |

#### (4) 関係事業所及び団体等ヒアリング調査の実施

本計画の策定に向けて、障害者支援を行うサービス提供事業所・関係団体等の現状や意識、意向などを把握し、基礎資料として計画や施策の検討に役立てるためにヒアリング調査を実施しました。

##### 調査の実施概要

|        | 障害福祉サービス等事業所調査           | 障害のある人への支援に関する関係団体等調査     |
|--------|--------------------------|---------------------------|
| 調査対象者  | 障害福祉サービス等を提供する事業所<br>※全数 | 障害のある人等の支援を行う関係団体等<br>※全数 |
| 調査方法   | メールまたは郵送による配布・回収<br>自己記入 | メールまたは郵送による配布・回収<br>自己記入  |
| 調査時期   | 令和5年9～10月                | 令和5年9～10月                 |
| 調査対象地区 | 市内全域                     | 市内全域                      |
| 調査票配布数 | 48                       | 10                        |
| 回収数    | 46                       | 6                         |
| 有効集計数  | 46                       | 6                         |
| 有効回収率  | 95.8%                    | 60.0%                     |

#### (5) パブリックコメントの実施

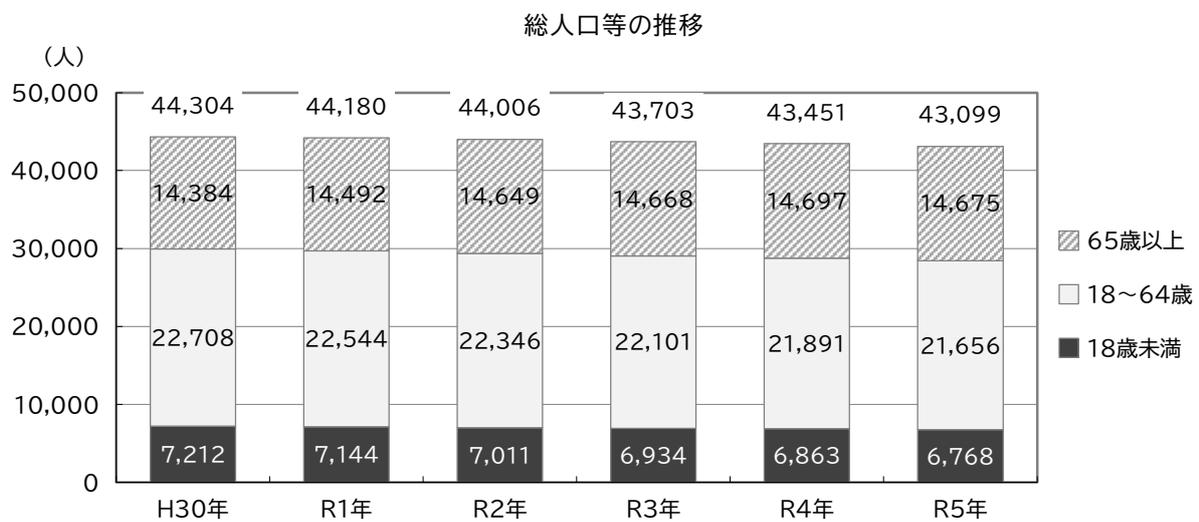
計画内容について、市民からの幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、計画素案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

## 第2章 障害のある人等を取りまく状況

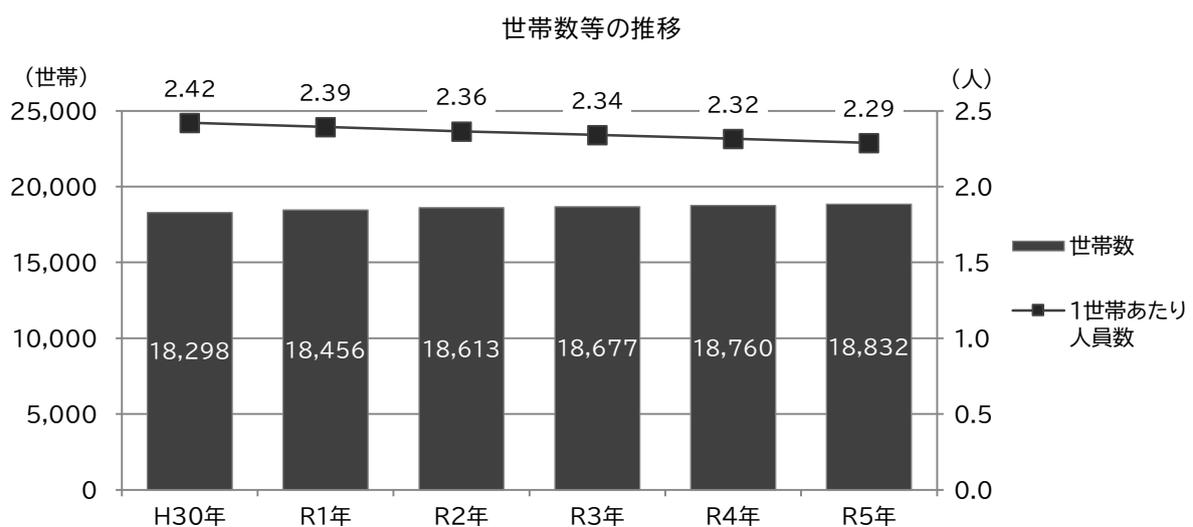
### 2-1 人口等の状況

本市の総人口は、令和5年10月1日現在43,099人となっています。5年前の平成30年と比べると1,205人減少しています。総人口の内訳は、18歳未満が15.7%（6,768人）、18～64歳が50.2%（21,656人）、65歳以上が34.0%（14,675人）という状況です。

世帯数は微増傾向が続いているため、1世帯あたり人員数は2.29（令和5年）にまで減少しています。



※住民基本台帳（各年10月1日現在）

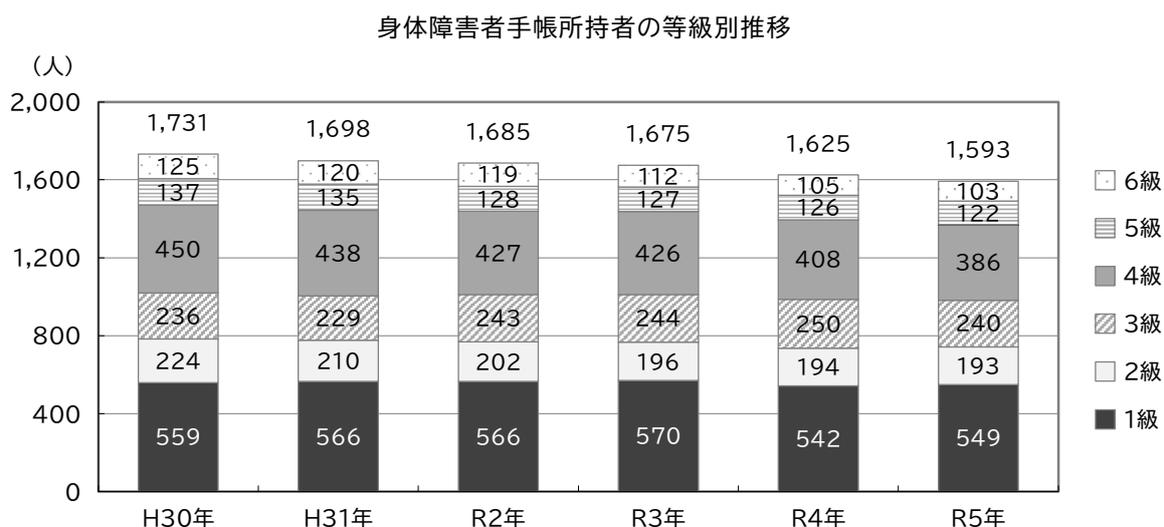


※住民基本台帳（各年10月1日現在）

## 2-2 障害のある人等の状況

### (1) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳の所持者は減少傾向にあり、令和5年3月末現在1,593人となっています。種類別割合では、肢体不自由（上肢・下肢・体幹）が49.3%、内部障害が35.9%という状況です。年齢別割合では、65歳以上が手帳所持者全体の74.3%を占めています。



※社会福祉課(各年3月末現在)

身体障害者手帳所持者の等級別割合

(単位:%)

|    | H30年 | H31年 | R2年  | R3年  | R4年  | R5年  |
|----|------|------|------|------|------|------|
| 1級 | 32.3 | 33.3 | 33.6 | 34.0 | 33.4 | 34.5 |
| 2級 | 12.9 | 12.4 | 12.0 | 11.7 | 11.9 | 12.1 |
| 3級 | 13.6 | 13.5 | 14.4 | 14.6 | 15.4 | 15.1 |
| 4級 | 26.0 | 25.8 | 25.3 | 25.4 | 25.1 | 24.2 |
| 5級 | 7.9  | 8.0  | 7.6  | 7.6  | 7.8  | 7.7  |
| 6級 | 7.2  | 7.1  | 7.1  | 6.7  | 6.5  | 6.5  |

※社会福祉課(各年3月末現在)

身体障害者手帳所持者の種類別割合

(単位:%)

|                 | H30年 | H31年 | R2年  | R3年  | R4年  | R5年  |
|-----------------|------|------|------|------|------|------|
| 視覚障害            | 5.6  | 5.3  | 5.0  | 5.0  | 5.4  | 5.3  |
| 聴覚・平衡機能障害       | 8.4  | 8.4  | 8.7  | 8.9  | 8.6  | 8.8  |
| 音声・言語そしゃく機能障害   | 1.3  | 1.4  | 1.4  | 1.3  | 0.9  | 0.8  |
| 肢体不自由(上肢・下肢・体幹) | 51.6 | 50.4 | 49.8 | 49.2 | 49.4 | 49.3 |
| 内部障害            | 33.2 | 34.5 | 35.0 | 35.6 | 35.7 | 35.9 |

※社会福祉課(各年3月末現在)

身体障害者手帳所持者の年齢別割合

(単位:%)

|        | H30年 | H31年 | R2年  | R3年  | R4年  | R5年  |
|--------|------|------|------|------|------|------|
| 18歳未満  | 1.9  | 2.0  | 1.7  | 1.5  | 1.3  | 1.3  |
| 18～64歳 | 22.9 | 23.1 | 23.3 | 23.6 | 24.6 | 24.4 |
| 65歳以上  | 75.2 | 74.9 | 75.0 | 74.9 | 74.1 | 74.3 |

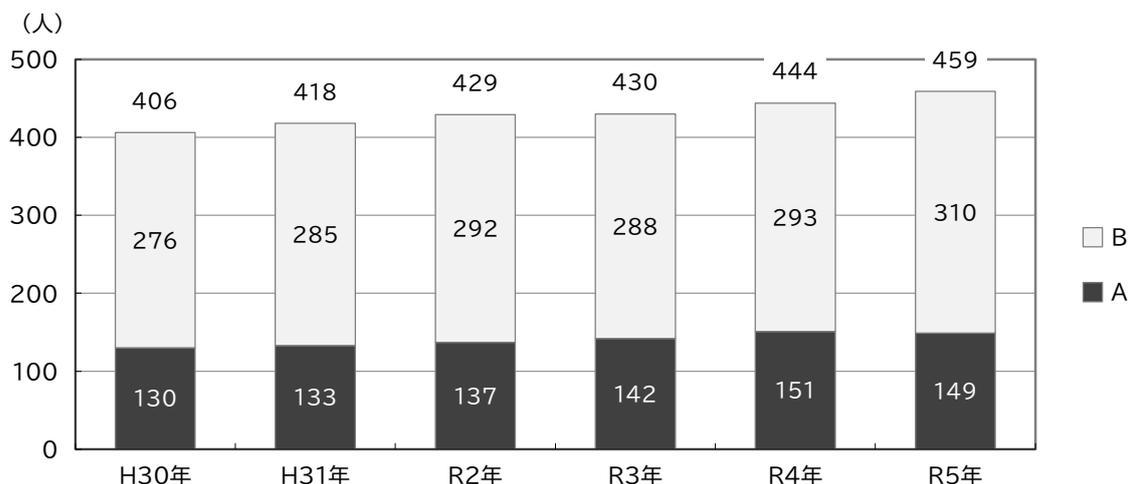
※社会福祉課(各年3月末現在)

## (2) 療育手帳所持者

療育手帳の所持者は増加傾向にあり、令和5年3月末現在459人となっています。

等級別割合では、B(中度及び軽度)が67.5%、A(最重度及び重度)が32.5%という状況です。年齢別割合では、18～64歳が69.9%で最も多くなっています。

療育手帳所持者の等級別推移



※社会福祉課(各年3月末現在)

療育手帳所持者の等級別割合

(単位:%)

|   | H30年 | H31年 | R2年  | R3年  | R4年  | R5年  |
|---|------|------|------|------|------|------|
| A | 32.0 | 31.8 | 31.9 | 33.0 | 34.0 | 32.5 |
| B | 68.0 | 68.2 | 68.1 | 67.0 | 66.0 | 67.5 |

※社会福祉課(各年3月末現在)

療育手帳所持者の年齢別割合

(単位：%)

|        | H30年 | H31年 | R2年  | R3年  | R4年  | R5年  |
|--------|------|------|------|------|------|------|
| 18歳未満  | 25.9 | 26.3 | 25.2 | 23.5 | 23.6 | 23.7 |
| 18～64歳 | 67.5 | 67.2 | 68.5 | 70.7 | 70.0 | 69.9 |
| 65歳以上  | 6.7  | 6.5  | 6.3  | 5.8  | 6.3  | 6.3  |

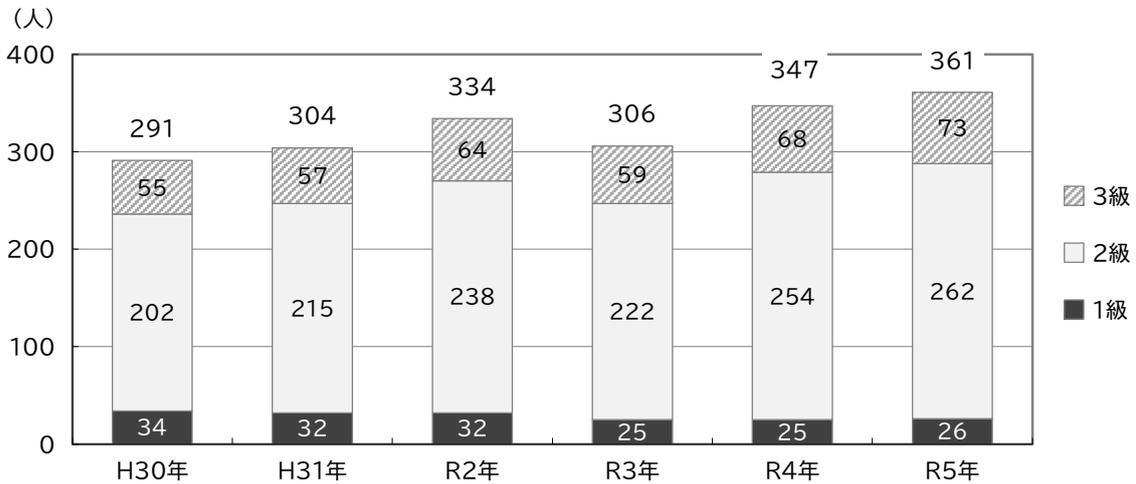
※社会福祉課(各年3月末現在)

### (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、令和5年3月末現在361人となっています。

等級別割合では、2級（中度）が72.6%、3級（軽度）が20.2%という状況です。年齢別割合では、18～64歳が82.5%で最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移



※社会福祉課(各年3月末現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合

(単位：%)

|    | H30年 | H31年 | R2年  | R3年  | R4年  | R5年  |
|----|------|------|------|------|------|------|
| 1級 | 11.7 | 10.5 | 9.6  | 8.2  | 7.2  | 7.2  |
| 2級 | 69.4 | 70.7 | 71.3 | 72.5 | 73.2 | 72.6 |
| 3級 | 18.9 | 18.8 | 19.2 | 19.3 | 19.6 | 20.2 |

※社会福祉課(各年3月末現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別割合

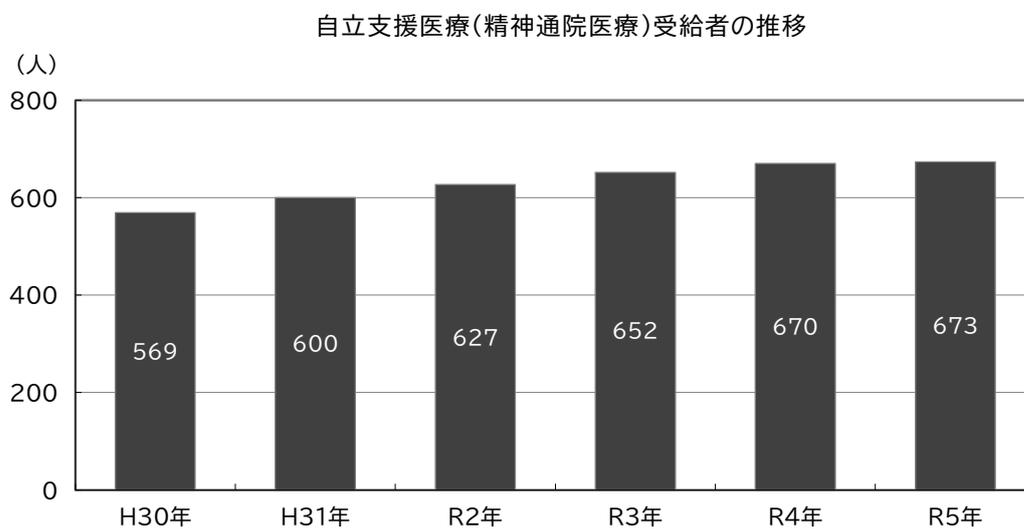
(単位：%)

|        | H30年 | H31年 | R2年  | R3年  | R4年  | R5年  |
|--------|------|------|------|------|------|------|
| 18歳未満  | 2.1  | 1.3  | 1.5  | 1.6  | 1.7  | 1.7  |
| 18～64歳 | 81.1 | 83.2 | 82.0 | 82.7 | 81.6 | 82.5 |
| 65歳以上  | 16.8 | 15.5 | 16.5 | 15.7 | 16.7 | 15.8 |

※社会福祉課(各年3月末現在)

## (4) 自立支援医療受給者

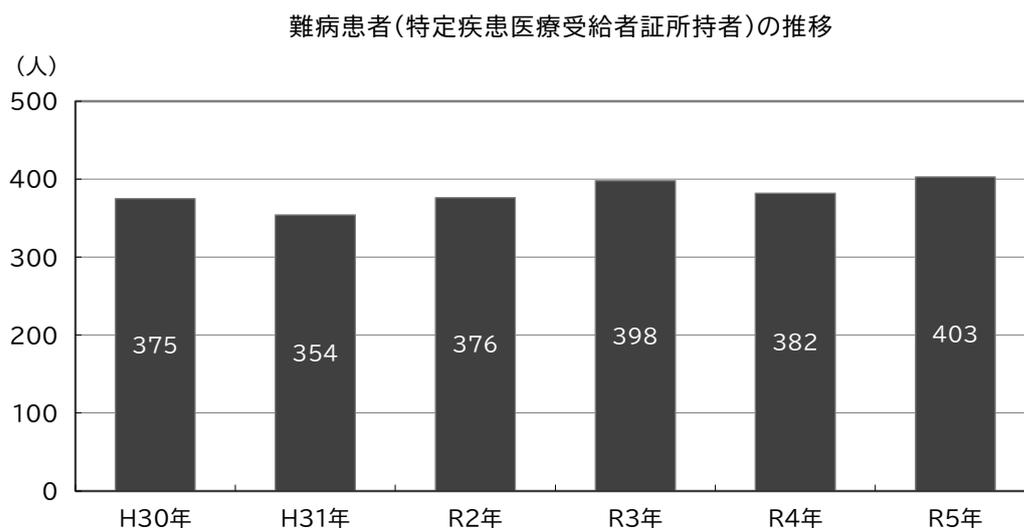
自立支援医療(精神通院医療)受給者は、精神障害者保健福祉手帳所持者よりも多く、令和5年3月末現在 673 人となっています。



※社会福祉課(各年3月末現在)

## (5) 難病患者

難病患者(特定疾患医療受給者証所持者)は、令和5年3月末現在 403 人となっています。対象疾病は令和3年11月現在 338 疾病です。



※岡山県障害福祉課(各年3月末現在)

## (6) 障害のある子ども

重度心身障害児は 20 人前後で推移しており、令和 5 年 3 月末現在 18 人となっています。

医療的ケア児はほぼ横ばいの人数で推移しており、令和 5 年 3 月末現在 7 人となっています。

障害児入所支援・障害児通所支援受給者は増加傾向がみられ、令和 5 年 3 月末現在 380 人、5 年前の平成 30 年と比べると 141 人増加しています。

障害のある子どもの推移

(単位:人)

|                        | H30 年 | H31 年 | R2 年 | R3 年 | R4 年 | R5 年 |
|------------------------|-------|-------|------|------|------|------|
| 重度心身障害児                | 23    | 23    | 23   | 20   | 18   | 18   |
| 医療的ケア児                 | 6     | 6     | 7    | 6    | 7    | 7    |
| 障害児入所支援・<br>障害児通所支援受給者 | 239   | 234   | 256  | 264  | 336  | 380  |

※各年 3 月末現在

## 2-3 就学等の状況

### (1) 保育所・認定こども園

令和5年5月1日現在、保育所・認定こども園における障害のある子どもの在籍状況は、合わせて96人となっています。

保育所・認定こども園の障害児在籍状況の推移

(単位:人)

|        |        | H30年  | H31年  | R2年   | R3年   | R4年 | R5年 |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|
| 保育所    | 在籍児数   | 1,194 | 1,180 | 1,154 | 1,205 | 961 | 879 |
|        | 障害児数   | 82    | 67    | 73    | 70    | 83  | 68  |
|        | 加配保育士数 | 12    | 9     | 12    | 12    | 11  | 11  |
| 認定こども園 | 在籍児数   | 195   | 204   | 203   | 203   | 406 | 380 |
|        | 障害児数   | 15    | 14    | 16    | 14    | 40  | 28  |
|        | 加配保育士数 | 1     | 2     | 1     | 1     | 6   | 4   |

※子育て支援課

※H30年～R4年は3月末現在、R5年は5月末現在

### (2) 児童発達支援

児童発達支援の利用児童数は増加傾向にあり、令和5年5月1日現在149人となっています。

児童発達支援の利用状況の推移

(単位:人)

|      | H30年 | R1年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 |
|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利用児数 | 120  | 124 | 124 | 133 | 177 | 149 |

※社会福祉課(各年5月1日現在)

### (3) 特別支援学級等

令和5年5月1日現在、市内の特別支援学級の設置状況は、小学校12校43学級、中学校5校14学級となっています。

児童・生徒の在籍状況は、小学校の児童数は238人、中学校の生徒数は73人となっており、小学校の在籍児童数が増加しています。

放課後等デイサービスを利用する児童・生徒数は増加傾向にあり、令和5年5月1日現在265人となっています。5年前の平成30年と比べると129人増加しています。

特別支援学級の設置状況

(単位:人)

|     |                   | H30年          | R1年           | R2年           | R3年           | R4年           | R5年           |
|-----|-------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 小学校 | 児童数               | 2,394         | 2,413         | 2,419         | 2,417         | 2,451         | 2,469         |
|     | 学校数               | 12            | 12            | 12            | 12            | 12            | 12            |
|     | 設置校数              | 9             | 9             | 10            | 10            | 10            | 10            |
|     | 学級数               | 29            | 32            | 37            | 41            | 41            | 43            |
|     | 特別支援学級児童数<br>(割合) | 172<br>(7.2%) | 189<br>(7.8%) | 204<br>(8.4%) | 222<br>(9.2%) | 238<br>(9.7%) | 238<br>(9.6%) |
| 中学校 | 生徒数               | 1,178         | 1,155         | 1,147         | 1,150         | 1,119         | 1,143         |
|     | 学校数               | 5             | 5             | 5             | 5             | 5             | 5             |
|     | 設置校数              | 5             | 5             | 5             | 5             | 5             | 5             |
|     | 学級数               | 13            | 13            | 13            | 14            | 14            | 14            |
|     | 特別支援学級生徒数<br>(割合) | 67<br>(5.7%)  | 69<br>(6.0%)  | 65<br>(5.7%)  | 61<br>(5.3%)  | 66<br>(5.9%)  | 73<br>(6.4%)  |

※学校教育課(各年5月1日現在)

特別支援学級の在籍状況

(単位:人)

|              |     |     | H30年 | R1年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 |
|--------------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 知的障害         | 小学校 | 学級数 | 10   | 11  | 13  | 14  | 11  | 11  |
|              |     | 児童数 | 49   | 55  | 57  | 62  | 55  | 49  |
|              | 中学校 | 学級数 | 5    | 5   | 6   | 6   | 4   | 5   |
|              |     | 生徒数 | 22   | 29  | 27  | 19  | 18  | 20  |
| 自閉症・<br>情緒障害 | 小学校 | 学級数 | 19   | 21  | 24  | 27  | 30  | 31  |
|              |     | 児童数 | 123  | 134 | 147 | 160 | 183 | 189 |
|              | 中学校 | 学級数 | 8    | 8   | 7   | 8   | 10  | 9   |
|              |     | 生徒数 | 45   | 40  | 38  | 42  | 48  | 53  |

※学校教育課(各年5月1日現在)

## 通級指導の状況

(単位:人)

|     | H30年 | R1年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 |
|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 児童数 | 77   | 73  | 67  | 65  | 54  | 59  |

※学校教育課(各年5月1日現在)

## 特別支援学校の在籍状況

(単位:人)

|        |     | H30年 | R1年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 |
|--------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 児童・生徒数 | 小学部 | 17   | 22  | 22  | 22  | 19  | 19  |
|        | 中学部 | 10   | 9   | 9   | 8   | 10  | 14  |
|        | 高等部 | 25   | 24  | 23  | 37  | 33  | 29  |
|        | 合計  | 52   | 55  | 54  | 67  | 62  | 62  |

※学校教育課・社会福祉課(各年5月1日現在)

## 放課後等デイサービスの利用状況

(単位:人)

|        | H30年 | R1年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 |
|--------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 児童・生徒数 | 136  | 151 | 188 | 203 | 233 | 265 |

※社会福祉課(各年5月1日現在)

## 2-4 雇用・就労の状況

### (1) 民間企業における雇用状況

障害のある人の法定雇用率は、令和3年3月1日より民間企業では2.3%とされています。令和4年6月1日現在、民間企業の実雇用率について赤磐市内の企業で2.01%、岡山県内の企業で2.54となっています。

令和6年4月1日から民間企業の法定雇用率が2.5%に引き上げられ、さらに令和8年7月1日には2.7%に引き上げられます。

民間企業における雇用状況(赤磐市内)

| 企業規模<br>従業員数<br>(人) | 企業数 | 法定常用<br>労働者数<br>(人) | 障害のある人の<br>人数<br>(人) | 実雇用率<br>(%) | 雇用率達成企業<br>の割合<br>(%) |
|---------------------|-----|---------------------|----------------------|-------------|-----------------------|
| 43.5~               | 21  | 3,235.5             | 65                   | 2.01        | 61.9                  |

※岡山労働局(令和4年6月1日現在)

民間企業における雇用状況(岡山県内)

| 企業規模<br>従業員数<br>(人) | 企業数    | 法定常用<br>労働者数<br>(人) | 障害のある人の<br>人数 ※<br>(人) | 実雇用率<br>(%) | 雇用率達成企業<br>の割合<br>(%) |
|---------------------|--------|---------------------|------------------------|-------------|-----------------------|
| 43.5~               | 841.0  | 5,4026.0            | 1,481.5                | 2.74        | 51.5                  |
| 100~299             | 501.0  | 7,6863.5            | 2,021.0                | 2.63        | 57.7                  |
| 300~499             | 95.0   | 3,2967.5            | 738.5                  | 2.24        | 54.7                  |
| 500~999             | 60.0   | 3,8329.0            | 938.0                  | 2.45        | 51.7                  |
| 1,000以上             | 34.0   | 8,9817.0            | 2,225.5                | 2.48        | 76.5                  |
| 合計                  | 1531.0 | 29,2003.0           | 7,404.5                | 2.54        | 54.3                  |

※岡山労働局(令和4年6月1日現在)

※「障害のある人の人数」の内訳

(単位:人)

| 企業規模<br>従業員数 | 重度障害者<br>(常用)<br>【A】 | 重度障害者<br>(常用)である<br>短時間労働者<br>【B】 | 重度障害者<br>(常用)以外の<br>障害者<br>【C】 | 重度障害者<br>(常用)以外の<br>短時間労働者<br>【D】 | 合計<br>$A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ |
|--------------|----------------------|-----------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|---|
| 43.5~        | 236                  | 151                               | 657                            | 403                               | 1,481.5                                   |
| 100~299      | 422                  | 107                               | 963                            | 214                               | 2,021.0                                   |
| 300~499      | 168                  | 17                                | 365                            | 41                                | 738.5                                     |
| 500~999      | 194                  | 23                                | 504                            | 46                                | 938.0                                     |
| 1,000以上      | 423                  | 75                                | 1,175                          | 259                               | 2,225.5                                   |
| 合計           | 1,443                | 373                               | 3,664                          | 963                               | 7,404.5                                   |

※岡山労働局(令和4年6月1日現在)

## (2) 和気公共職業安定所管内の求職状況

赤磐市を含む和気公共職業安定所管内の求職状況は、下記のとおりです。

和気公共職業安定所管内の求職状況 (単位:人)

|        | 第1種登録者<br>(身体障害者) | 第2種登録者<br>(知的・精神障害者) | 合計  |
|--------|-------------------|----------------------|-----|
| 有効求職者数 | 79                | 124                  | 203 |
| 就職中の人数 | 157               | 329                  | 486 |
| 保留中の人数 | 40                | 52                   | 92  |

※和気公共職業安定所(令和5年9月30日現在)

## (3) 行政における雇用状況

行政機関における障害のある人の雇用状況をみると、赤磐市、赤磐市教育委員会及び岡山県、岡山県教育委員会の実雇用率は、下記のとおりとなっています。

行政における雇用状況(赤磐市内) (単位:人、%)

| 法定雇用率 2.6%が<br>適用される機関 | 算定基礎職員数 | 障害のある人<br>の人数 | 実雇用率 | 不足人数 |
|------------------------|---------|---------------|------|------|
| 赤磐市                    | 427.0   | 11.0          | 2.58 | 0.0  |
| 赤磐市教育委員会               | 189.0   | 4.0           | 2.12 | 0.0  |

※岡山労働局(令和4年6月1日現在)

行政における雇用状況(岡山県内) その1 (単位:人、%)

| 法定雇用率 2.6%が<br>適用される機関 | 算定基礎職員数 | 障害のある人<br>の人数 | 実雇用率 | 不足人数 |
|------------------------|---------|---------------|------|------|
| 岡山県(知事部局)              | 4,494.0 | 129.5         | 2.88 | 0.0  |

※和気公共職業安定所(令和5年9月30日現在)

行政における雇用状況(岡山県内) その2 (単位:人、%)

| 法定雇用率 2.5%が<br>適用される機関 | 算定基礎職員数  | 障害のある人<br>の人数 | 実雇用率 | 不足人数 |
|------------------------|----------|---------------|------|------|
| 岡山県教育委員会               | 10,347.5 | 271.0         | 2.62 | 0.0  |

※和気公共職業安定所(令和5年9月30日現在)

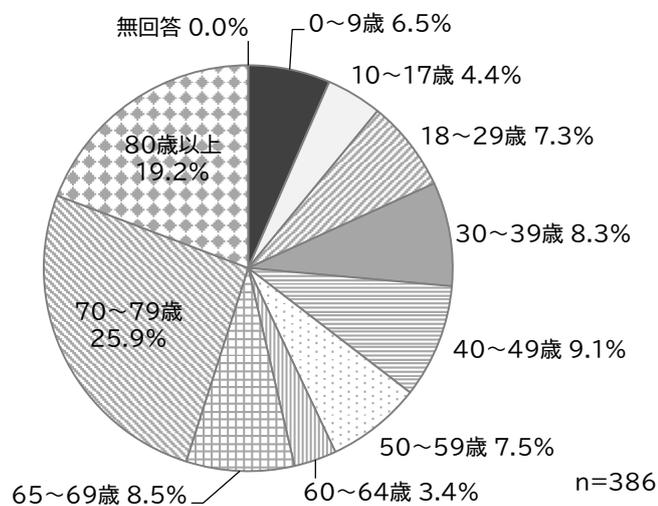
## 2-5 障害福祉に関するアンケート調査の概要

### (1) 手帳所持者及び福祉サービス利用者等

#### ①回答者の年齢

“65歳以上”が53.6%と最も高く、次いで“40～64歳”が19.9%、“18～39歳”が15.5%、“0～17歳”が10.9%となっています。

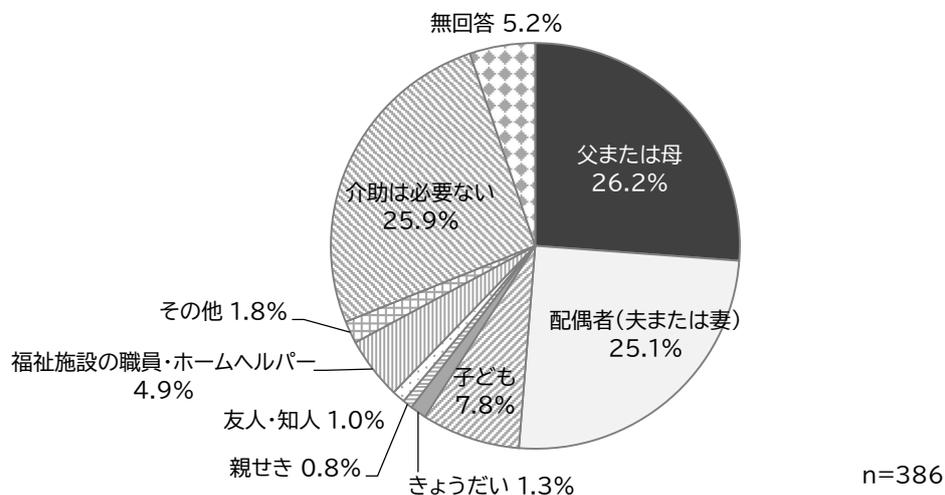
持っている手帳別で見ると、身体障害者手帳は“70歳以上”、療育手帳は“18～39歳”、精神障害者保健福祉手帳は“40～59歳”、手帳は持っていないは「0～9歳」がそれぞれ高くなっています。



|        | 問2 年齢 |        |        |       | 問7 持っている手帳 |      |             |           |
|--------|-------|--------|--------|-------|------------|------|-------------|-----------|
|        | 0～17歳 | 18～39歳 | 40～64歳 | 65歳以上 | 身体障害者手帳    | 療育手帳 | 精神障害者保健福祉手帳 | 手帳は持っていない |
| <回答者数> | 42    | 60     | 77     | 207   | 238        | 69   | 35          | 43        |
| 0～9歳   | 59.5  | 0.0    | 0.0    | 0.0   | 1.3        | 13.0 | 0.0         | 32.6      |
| 10～17歳 | 40.5  | 0.0    | 0.0    | 0.0   | 0.4        | 14.5 | 2.9         | 14.0      |
| 18～29歳 | 0.0   | 46.7   | 0.0    | 0.0   | 3.4        | 24.6 | 11.4        | 2.3       |
| 30～39歳 | 0.0   | 53.3   | 0.0    | 0.0   | 1.3        | 27.5 | 17.1        | 11.6      |
| 40～49歳 | 0.0   | 0.0    | 45.5   | 0.0   | 7.1        | 7.2  | 25.7        | 9.3       |
| 50～59歳 | 0.0   | 0.0    | 37.7   | 0.0   | 6.3        | 7.2  | 22.9        | 7.0       |
| 60～64歳 | 0.0   | 0.0    | 16.9   | 0.0   | 3.8        | 1.4  | 2.9         | 2.3       |
| 65～69歳 | 0.0   | 0.0    | 0.0    | 15.9  | 12.6       | 0.0  | 2.9         | 0.0       |
| 70～79歳 | 0.0   | 0.0    | 0.0    | 48.3  | 33.6       | 4.3  | 14.3        | 16.3      |
| 80歳以上  | 0.0   | 0.0    | 0.0    | 35.7  | 30.3       | 0.0  | 0.0         | 4.7       |
| 無回答    | 0.0   | 0.0    | 0.0    | 0.0   | 0.0        | 0.0  | 0.0         | 0.0       |

### ②主に介助してくれる人

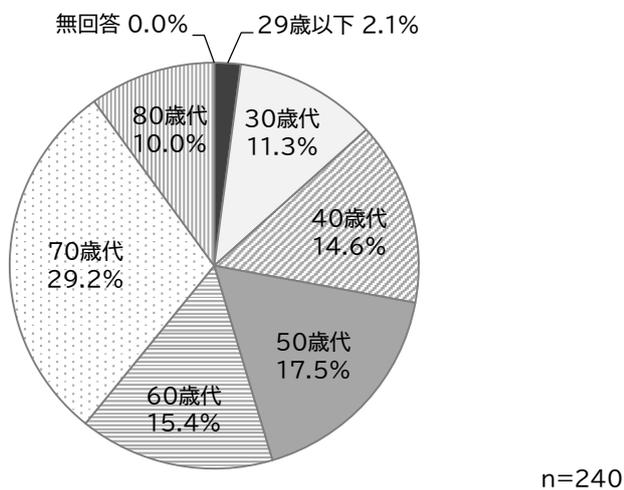
「父または母」が26.2%と最も高く、次いで「介助は必要ない」が25.9%、「配偶者（夫または妻）」が25.1%と続いています。



### ③介助してくれる人の年齢

※「親族に介助を受けている」と回答した人のみ

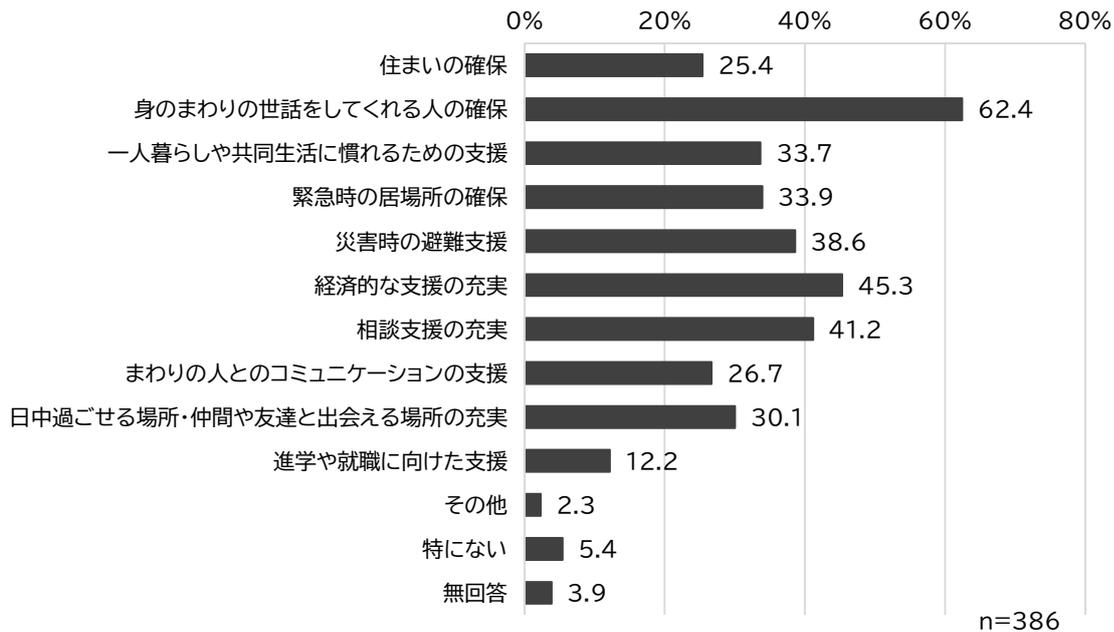
「70歳代」が29.2%と最も高く、次いで「50歳代」が17.5%、「60歳代」が15.4%、「40歳代」が14.6%となっています。



|        | 問2 年齢 |        |        |       | 問7 持っている手帳 |      |             |           |
|--------|-------|--------|--------|-------|------------|------|-------------|-----------|
|        | 0~17歳 | 18~39歳 | 40~64歳 | 65歳以上 | 身体障害者手帳    | 療育手帳 | 精神障害者保健福祉手帳 | 手帳は持っていない |
| <回答者数> | 40    | 39     | 43     | 118   | 140        | 57   | 21          | 28        |
| 29歳以下  | 5.0   | 2.6    | 4.7    | 0.0   | 0.7        | 3.5  | 4.8         | 7.1       |
| 30歳代   | 45.0  | 12.8   | 7.0    | 0.8   | 2.9        | 14.0 | 4.8         | 46.4      |
| 40歳代   | 37.5  | 12.8   | 23.3   | 4.2   | 7.9        | 21.1 | 23.8        | 28.6      |
| 50歳代   | 12.5  | 30.8   | 14.0   | 16.1  | 17.1       | 24.6 | 23.8        | 0.0       |
| 60歳代   | 0.0   | 35.9   | 16.3   | 13.6  | 15.7       | 22.8 | 19.0        | 7.1       |
| 70歳代   | 0.0   | 5.1    | 23.3   | 49.2  | 40.7       | 10.5 | 23.8        | 7.1       |
| 80歳代   | 0.0   | 0.0    | 11.6   | 16.1  | 15.0       | 3.5  | 0.0         | 3.6       |
| 無回答    | 0.0   | 0.0    | 0.0    | 0.0   | 0.0        | 0.0  | 0.0         | 0.0       |

#### ④ 介助してくれる人の高齢化やいなくなったときに必要となる支援

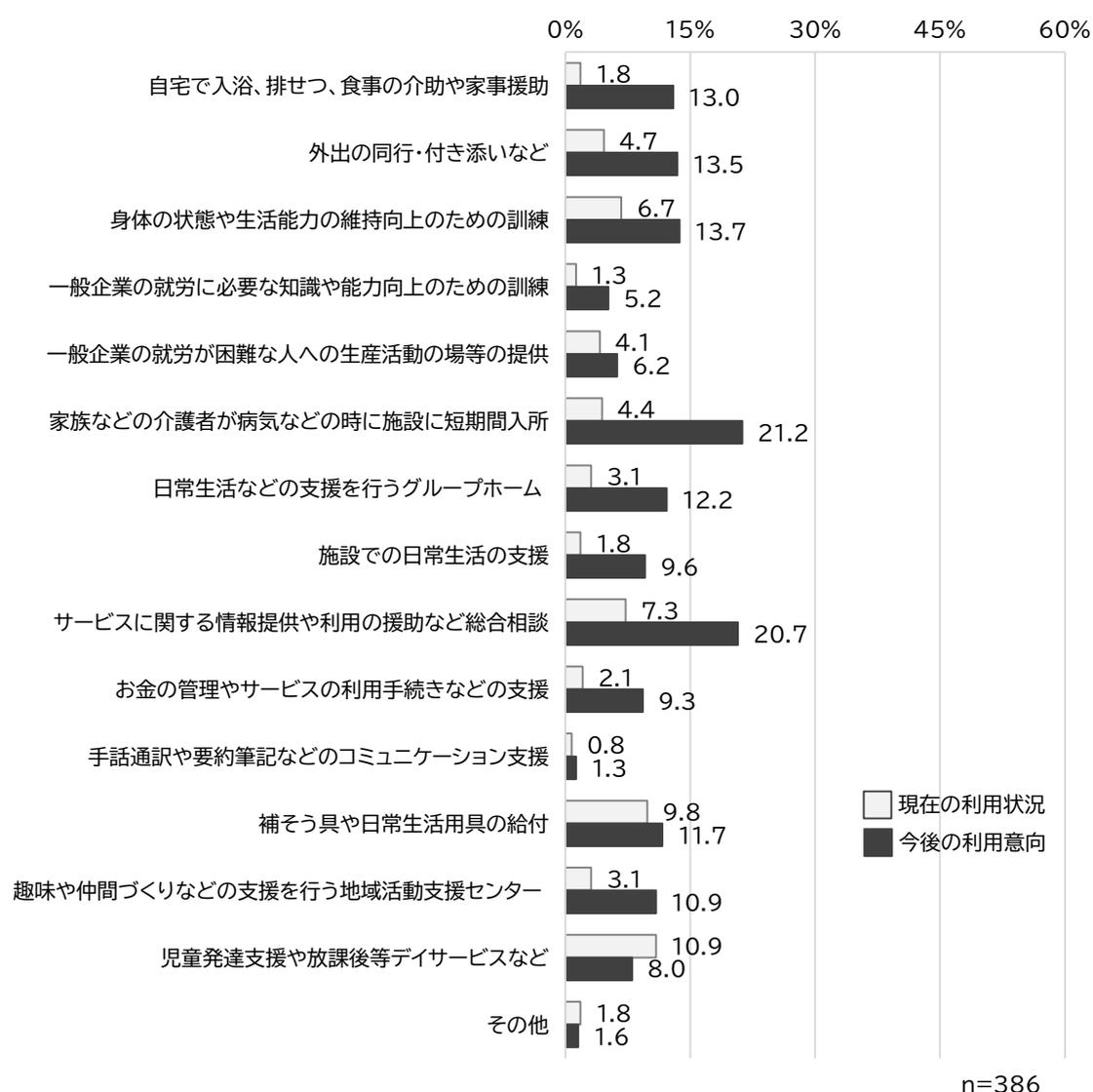
「身のまわりの世話をしてくれる人の確保」が62.4%と最も高く、次いで「経済的な支援の充実」が45.3%、「相談支援の充実」が41.2%、「災害時の避難支援」が38.6%と続いています。



## ⑤障害福祉サービスの利用状況と利用意向

ほとんどのサービスで、“今後の利用意向”は“現在の利用状況”を上回っていますが、中でも「家族などの介護者が病気などの時に施設に短期間入所」(21.2%)、「サービスに関する情報提供や利用の援助など総合相談」(20.7%)などは高い利用ニーズがみられます。

今後の利用意向を持っている手帳別でみると、療育手帳の「家族などの介護者が病気などの時に施設に短期間入所」、「日常生活などの支援を行うグループホーム」、「サービスに関する情報提供や利用の援助など総合相談」は他と比べて高くなっています。また、手帳は持っていないの「児童発達支援や放課後等デイサービスなど」は41.9%となっています。

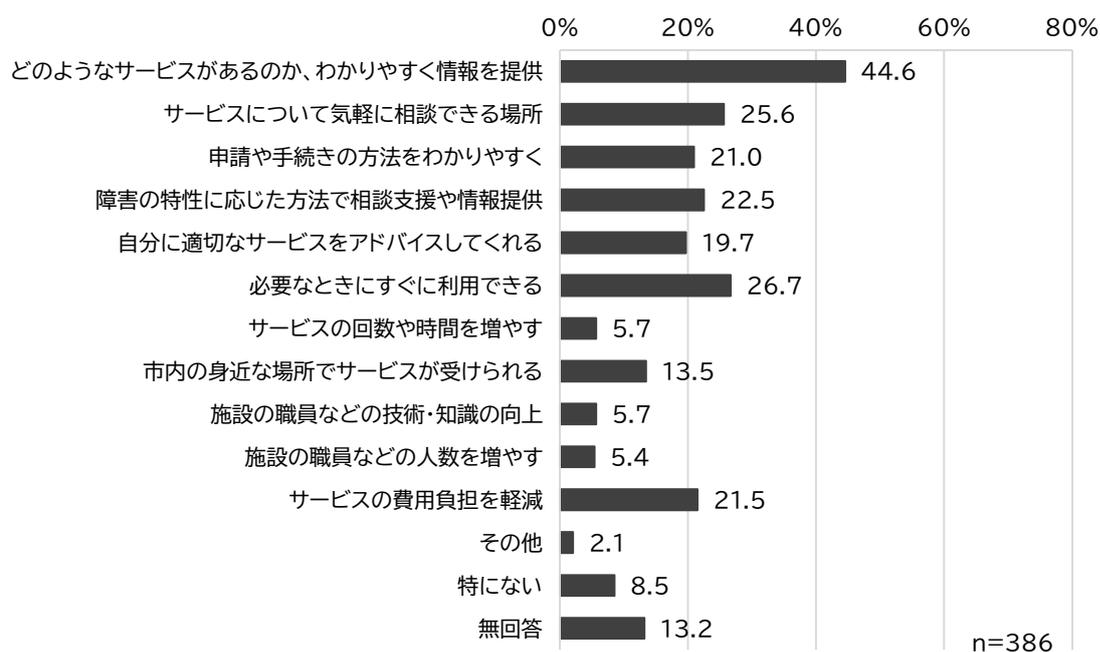


※今後の利用意向

|                            | 問2 年齢 |        |        |       | 問7 持っている手帳 |      |             |           |
|----------------------------|-------|--------|--------|-------|------------|------|-------------|-----------|
|                            | 0~17歳 | 18~39歳 | 40~64歳 | 65歳以上 | 身体障害者手帳    | 療育手帳 | 精神障害者保健福祉手帳 | 手帳は持っていない |
| <回答者数>                     | 42    | 60     | 77     | 207   | 238        | 69   | 35          | 43        |
| 自宅で入浴、排せつ、食事の介助や家事援助       | 2.4   | 11.7   | 13.0   | 15.5  | 16.4       | 8.7  | 5.7         | 11.6      |
| 外出の同行・付き添いなど               | 9.5   | 23.3   | 14.3   | 11.1  | 12.6       | 26.1 | 8.6         | 4.7       |
| 身体の状態や生活能力の維持向上のための訓練      | 19.0  | 11.7   | 14.3   | 13.0  | 14.3       | 20.3 | 11.4        | 7.0       |
| 一般企業の就労に必要な知識や能力向上のための訓練   | 9.5   | 18.3   | 5.2    | 0.5   | 2.1        | 13.0 | 14.3        | 2.3       |
| 一般企業の就労が困難な人への生産活動の場等の提供   | 11.9  | 15.0   | 11.7   | 0.5   | 3.8        | 14.5 | 11.4        | 2.3       |
| 家族などの介護者が病気などの時に施設に短期間入所   | 19.0  | 28.3   | 15.6   | 21.7  | 21.4       | 36.2 | 17.1        | 9.3       |
| 日常生活などの支援を行うグループホーム        | 14.3  | 33.3   | 14.3   | 4.8   | 7.6        | 42.0 | 5.7         | 2.3       |
| 施設での日常生活の支援                | 11.9  | 11.7   | 3.9    | 10.6  | 10.5       | 14.5 | 2.9         | 2.3       |
| サービスに関する情報提供や利用の援助など総合相談   | 28.6  | 28.3   | 19.5   | 17.4  | 18.5       | 34.8 | 20.0        | 11.6      |
| お金の管理やサービスの利用手続きなどの支援      | 16.7  | 25.0   | 9.1    | 3.4   | 4.6        | 31.9 | 14.3        | 2.3       |
| 手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援    | 0.0   | 0.0    | 2.6    | 1.4   | 2.1        | 0.0  | 0.0         | 0.0       |
| 補そう具や日常生活用具の給付             | 9.5   | 10.0   | 14.3   | 11.6  | 16.4       | 11.6 | 2.9         | 4.7       |
| 趣味や仲間づくりなどの支援を行う地域活動支援センター | 14.3  | 20.0   | 13.0   | 6.8   | 8.4        | 26.1 | 11.4        | 4.7       |
| 児童発達支援や放課後等デイサービスなど        | 64.3  | 5.0    | 1.3    | 0.0   | 1.3        | 15.9 | 0.0         | 41.9      |
| その他                        | 0.0   | 3.3    | 1.3    | 1.4   | 2.1        | 4.3  | 0.0         | 0.0       |
| 障害福祉サービスを利用する必要はない         | 0.0   | 13.3   | 14.3   | 7.2   | 8.4        | 4.3  | 14.3        | 11.6      |
| 無回答                        | 16.7  | 18.3   | 29.9   | 50.7  | 44.5       | 15.9 | 25.7        | 32.6      |

⑥障害福祉サービスを利用しやすくするために必要なこと

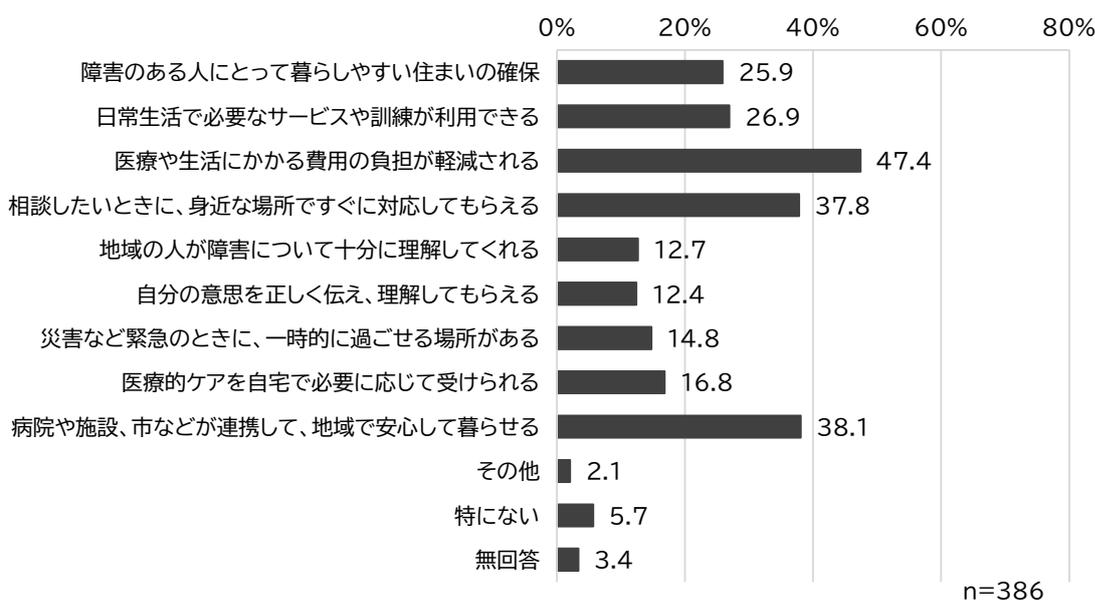
「どのようなサービスがあるのか、わかりやすく情報を提供」が44.6%と最も高く、次いで「必要なときにすぐに利用できる」が26.7%、「サービスについて気軽に相談できる場所」が25.6%、「障害の特性に応じた方法で相談支援や情報提供」が22.5%、「サービスの費用負担を軽減」が21.5%、「申請や手続きの方法をわかりやすく」が21.0%と続いています。



⑦地域で安心して暮らすために必要な支援

「医療や生活にかかる費用の負担が軽減される」が47.4%と最も高く、次いで「病院や施設、市などが連携して、地域で安心して暮らせる」が38.1%、「相談したいときに、身近な場所ですぐに対応してもらえる」が37.8%と続いています。

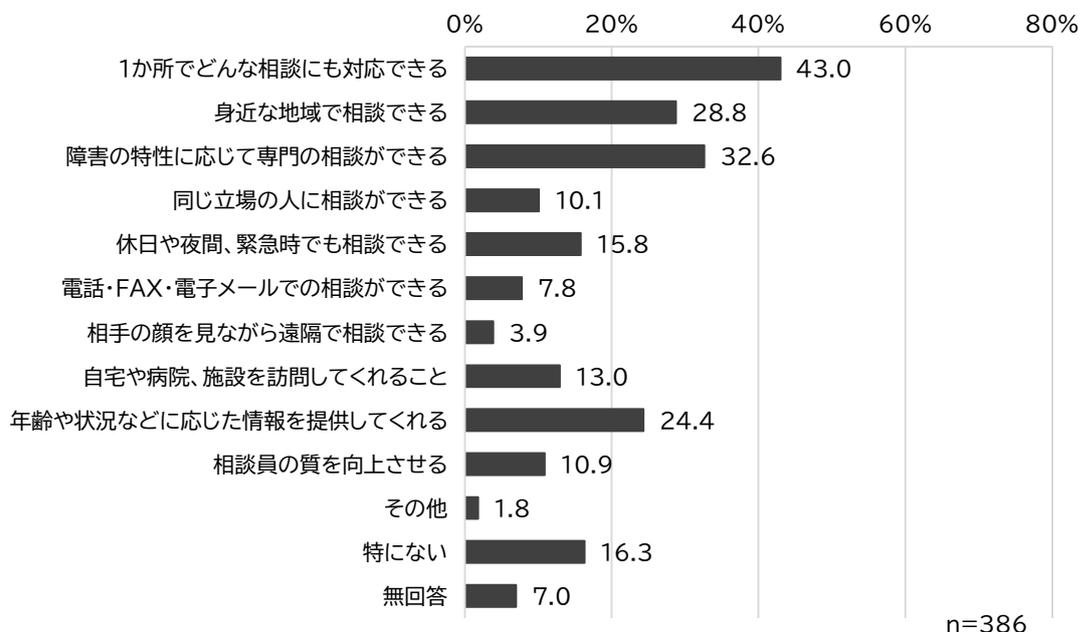
持っている手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳と手帳は持っていないの「医療や生活にかかる費用の負担が軽減される」は55%を超えています。また、療育手帳の「病院や施設、市などが連携して、障害のある人が地域で安心して暮らせる」は他に比べて高くなっています。



| <回答者数>                     | 問2 年齢 |        |        |       | 問7 持っている手帳 |      |             |           |
|----------------------------|-------|--------|--------|-------|------------|------|-------------|-----------|
|                            | 0~17歳 | 18~39歳 | 40~64歳 | 65歳以上 | 身体障害者手帳    | 療育手帳 | 精神障害者保健福祉手帳 | 手帳は持っていない |
| <回答者数>                     | 42    | 60     | 77     | 207   | 238        | 69   | 35          | 43        |
| 障害のある人にとって暮らしやすい住まいの確保     | 26.2  | 50.0   | 29.9   | 17.4  | 22.7       | 39.1 | 34.3        | 20.9      |
| 日常生活に必要なサービスや訓練が利用できる      | 19.0  | 23.3   | 24.7   | 30.4  | 28.6       | 27.5 | 20.0        | 20.9      |
| 医療や生活にかかる費用の負担が軽減される       | 42.9  | 46.7   | 58.4   | 44.4  | 47.1       | 30.4 | 65.7        | 55.8      |
| 相談したいときに、身近な場所ですぐに対応してもらえる | 52.4  | 40.0   | 39.0   | 33.8  | 35.7       | 42.0 | 31.4        | 41.9      |
| 地域の人が障害について十分に理解してくれる      | 31.0  | 15.0   | 15.6   | 7.2   | 10.1       | 20.3 | 8.6         | 20.9      |
| 自分の意思を正しく伝え、理解してもらえる       | 40.5  | 20.0   | 7.8    | 6.3   | 6.7        | 24.6 | 5.7         | 27.9      |
| 災害など緊急のときに、一時的に過ごせる場所がある   | 14.3  | 16.7   | 20.8   | 12.1  | 13.9       | 20.3 | 2.9         | 23.3      |
| 医療的ケアを自宅で必要に応じて受けられる       | 0.0   | 13.3   | 11.7   | 23.2  | 20.2       | 5.8  | 8.6         | 18.6      |
| 病院や施設、市などが連携して、地域で安心して暮らせる | 38.1  | 45.0   | 42.9   | 34.3  | 34.9       | 49.3 | 40.0        | 37.2      |
| その他                        | 2.4   | 1.7    | 1.3    | 2.4   | 2.9        | 1.4  | 0.0         | 0.0       |
| 特になし                       | 0.0   | 3.3    | 3.9    | 8.2   | 7.6        | 2.9  | 2.9         | 4.7       |
| 無回答                        | 0.0   | 0.0    | 1.3    | 5.8   | 4.2        | 0.0  | 2.9         | 2.3       |

## ⑧相談先に望むこと

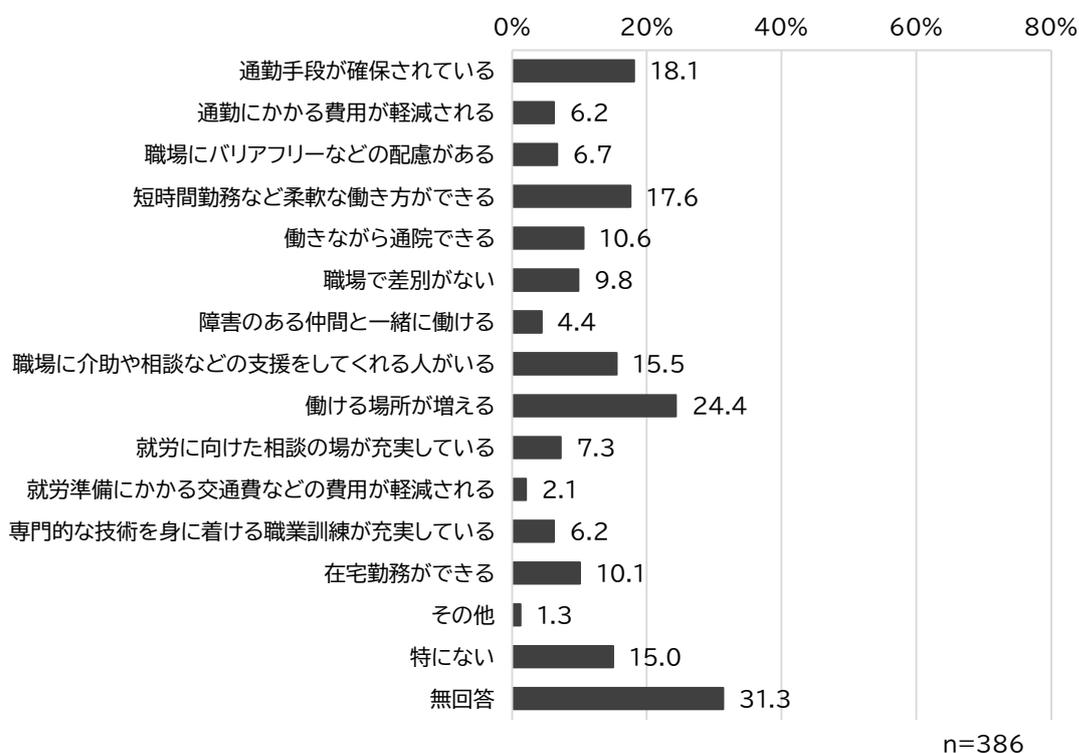
「1か所でどんな相談にも対応できる」が43.0%と最も高く、次いで「障害の特性に応じて専門の相談ができる」が32.6%、「身近な地域で相談できる」が28.8%、「年齢や状況などに応じた情報を提供してくれる」が24.4%と続いています。



| <回答者数>                | 問2 年齢 |        |        |       | 問7 持っている手帳 |      |             |           |
|-----------------------|-------|--------|--------|-------|------------|------|-------------|-----------|
|                       | 0~17歳 | 18~39歳 | 40~64歳 | 65歳以上 | 身体障害者手帳    | 療育手帳 | 精神障害者保健福祉手帳 | 手帳は持っていない |
| <回答者数>                | 42    | 60     | 77     | 207   | 238        | 69   | 35          | 43        |
| 1か所でどんな相談にも対応できる      | 31.0  | 51.7   | 41.6   | 43.5  | 42.9       | 50.7 | 31.4        | 44.2      |
| 身近な地域で相談できる           | 31.0  | 40.0   | 31.2   | 24.2  | 25.2       | 37.7 | 31.4        | 32.6      |
| 障害の特性に応じて専門の相談ができる    | 57.1  | 35.0   | 41.6   | 23.7  | 28.2       | 49.3 | 28.6        | 39.5      |
| 同じ立場の人に相談ができる         | 23.8  | 13.3   | 11.7   | 5.8   | 7.6        | 14.5 | 14.3        | 16.3      |
| 休日や夜間、緊急時でも相談できる      | 7.1   | 18.3   | 14.3   | 17.4  | 16.4       | 13.0 | 14.3        | 14.0      |
| 電話・FAX・電子メールでの相談ができる  | 9.5   | 10.0   | 16.9   | 3.4   | 6.3        | 4.3  | 11.4        | 14.0      |
| 相手の顔を見ながら遠隔で相談できる     | 9.5   | 6.7    | 5.2    | 1.4   | 2.9        | 1.4  | 5.7         | 4.7       |
| 自宅や病院、施設を訪問してくれること    | 7.1   | 15.0   | 11.7   | 14.0  | 12.2       | 17.4 | 17.1        | 4.7       |
| 年齢や状況などに応じた情報を提供してくれる | 47.6  | 26.7   | 26.0   | 18.4  | 18.5       | 33.3 | 17.1        | 51.2      |
| 相談員の質を向上させる           | 11.9  | 15.0   | 13.0   | 8.7   | 9.7        | 11.6 | 17.1        | 11.6      |
| その他                   | 0.0   | 3.3    | 2.6    | 1.4   | 1.3        | 1.4  | 5.7         | 2.3       |
| 特にない                  | 4.8   | 15.0   | 13.0   | 20.3  | 20.2       | 10.1 | 17.1        | 9.3       |
| 無回答                   | 2.4   | 0.0    | 3.9    | 11.1  | 9.2        | 1.4  | 5.7         | 2.3       |

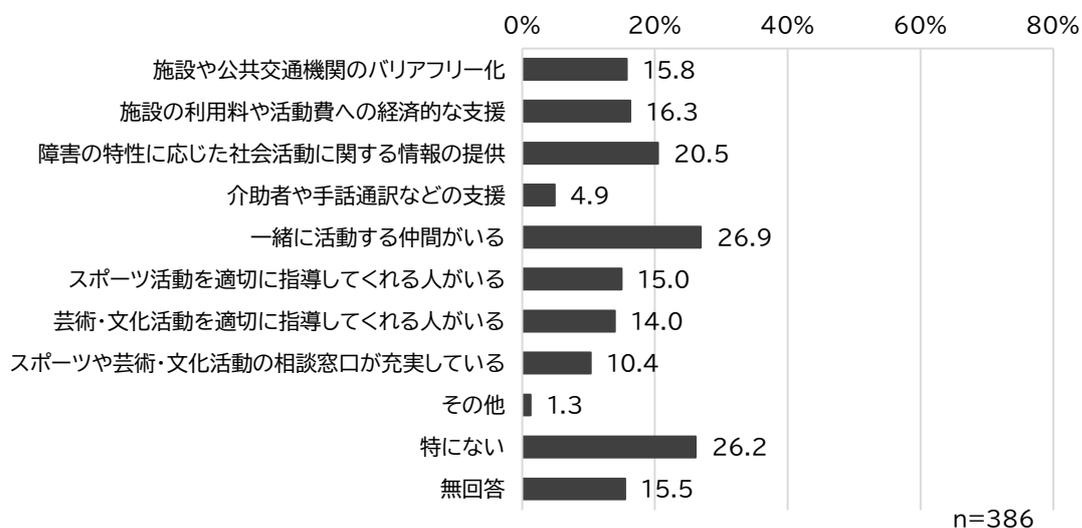
## ⑨働きやすくなるために必要なこと

「無回答」(31.3%)を除くと、「働ける場所が増える」が24.4%と最も高く、次いで「通勤手段が確保されている」が18.1%、「短時間勤務など柔軟な働き方ができる」が17.6%、「職場に介助や相談などの支援をしてくれる人がいる」が15.5%と続いています。



## ⑩地域の社会活動に参加しやすくするために必要なこと

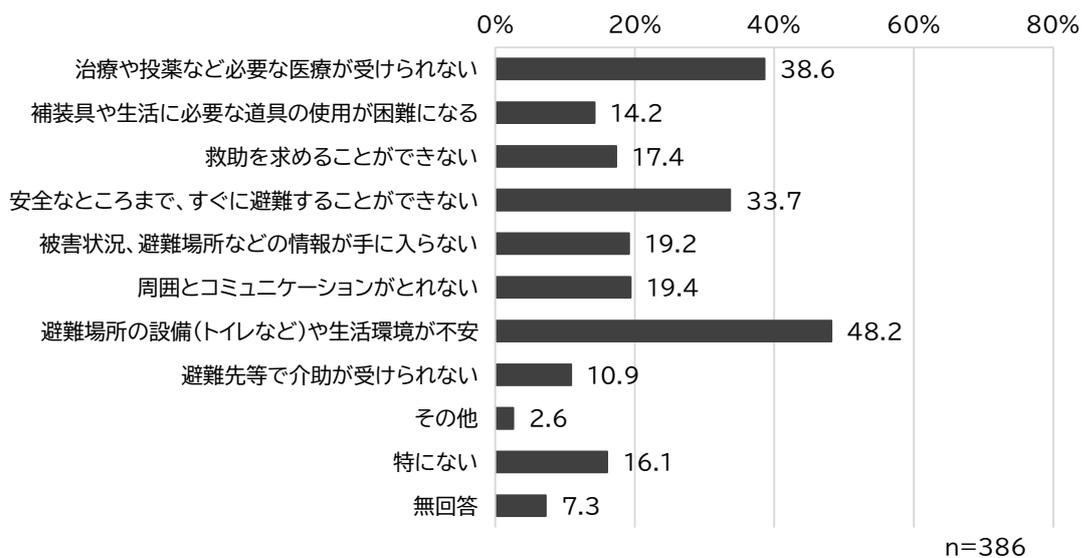
「特にない」(26.2%)を除くと、「一緒に活動する仲間がいる」が26.9%と最も高く、次いで「障害の特性に応じた社会活動に関する情報の提供」が20.5%となっています。



## ⑪災害時に困ること

「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が48.2%と最も高く、次いで「治療や投薬など必要な医療が受けられない」が38.6%、「安全なところまで、すぐに避難することができない」が33.7%と続いています。

持っている手帳別でみると、療育手帳の「救助を求めることができない」、「安全なところまで、すぐに避難することができない」、「周囲とコミュニケーションがとれない」は他に比べて高くなっています。

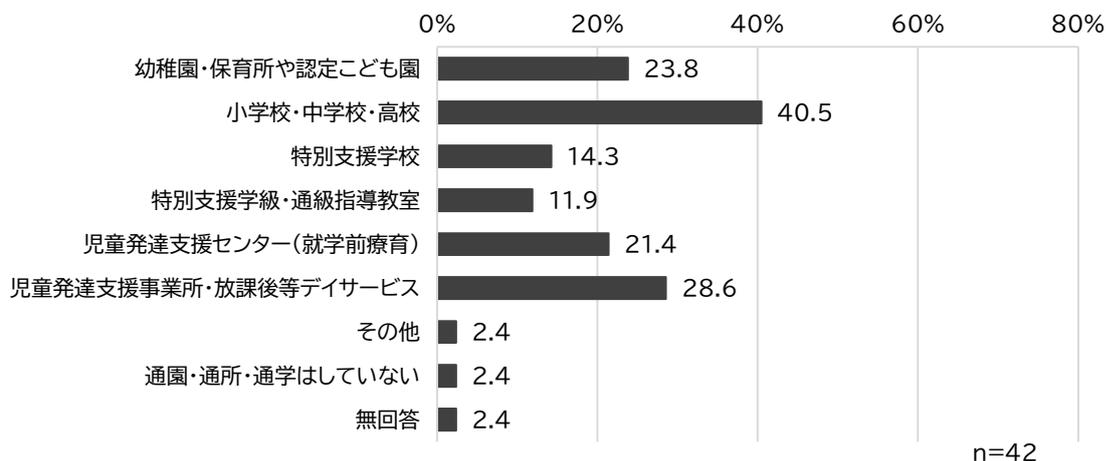


|                         | 問2 年齢 |        |        |       | 問7 持っている手帳 |      |             |           |
|-------------------------|-------|--------|--------|-------|------------|------|-------------|-----------|
|                         | 0~17歳 | 18~39歳 | 40~64歳 | 65歳以上 | 身体障害者手帳    | 療育手帳 | 精神障害者保健福祉手帳 | 手帳は持っていない |
| <回答者数>                  | 42    | 60     | 77     | 207   | 238        | 69   | 35          | 43        |
| 治療や投薬など必要な医療が受けられない     | 21.4  | 45.0   | 42.9   | 38.6  | 38.2       | 36.2 | 62.9        | 30.2      |
| 補装具や生活に必要な道具の使用が困難になる   | 14.3  | 13.3   | 16.9   | 13.5  | 18.9       | 11.6 | 5.7         | 11.6      |
| 救助を求めることができない           | 40.5  | 28.3   | 16.9   | 9.7   | 9.7        | 49.3 | 20.0        | 14.0      |
| 安全なところまで、すぐに避難することができない | 50.0  | 50.0   | 23.4   | 29.5  | 30.7       | 59.4 | 20.0        | 27.9      |
| 被害状況、避難場所などの情報が手に入らない   | 38.1  | 31.7   | 15.6   | 13.0  | 13.0       | 36.2 | 25.7        | 20.9      |
| 周囲とコミュニケーションがとれない       | 47.6  | 43.3   | 16.9   | 7.7   | 6.7        | 60.9 | 37.1        | 14.0      |
| 避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安  | 52.4  | 58.3   | 54.5   | 42.0  | 46.2       | 52.2 | 60.0        | 58.1      |
| 避難先等で介助が受けられない          | 9.5   | 15.0   | 10.4   | 10.1  | 10.9       | 14.5 | 8.6         | 14.0      |
| その他                     | 9.5   | 1.7    | 2.6    | 1.4   | 1.7        | 4.3  | 5.7         | 4.7       |
| 特になし                    | 11.9  | 11.7   | 14.3   | 18.8  | 18.5       | 8.7  | 5.7         | 23.3      |
| 無回答                     | 2.4   | 1.7    | 3.9    | 11.1  | 9.2        | 1.4  | 2.9         | 4.7       |

## ⑫お子さんの通園・通所・通学先

※「18歳未満」の人(回答は保護者)のみ

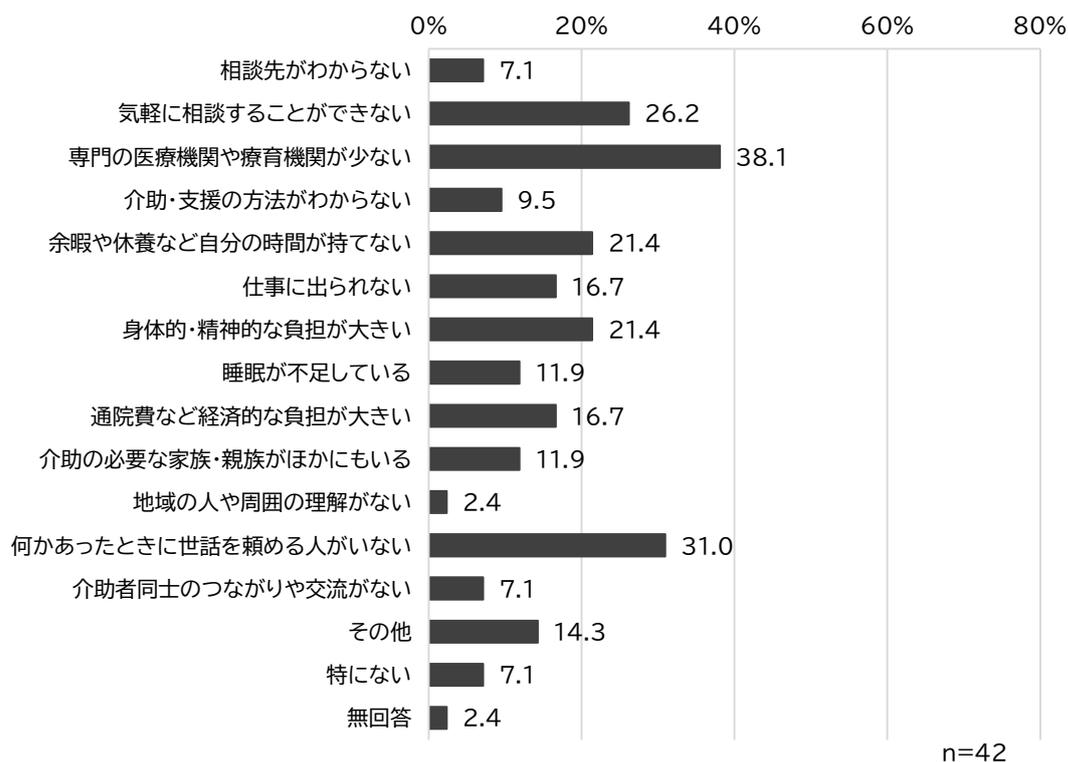
「小学校・中学校・高校」が40.5%と最も高く、次いで「児童発達支援事業所・放課後等デイサービス」が28.6%、「幼稚園・保育所や認定こども園」が23.8%、「児童発達支援センター（就学前療育）」が21.4%と続いています。



## ⑬お子さんの介助や支援での不安や悩み

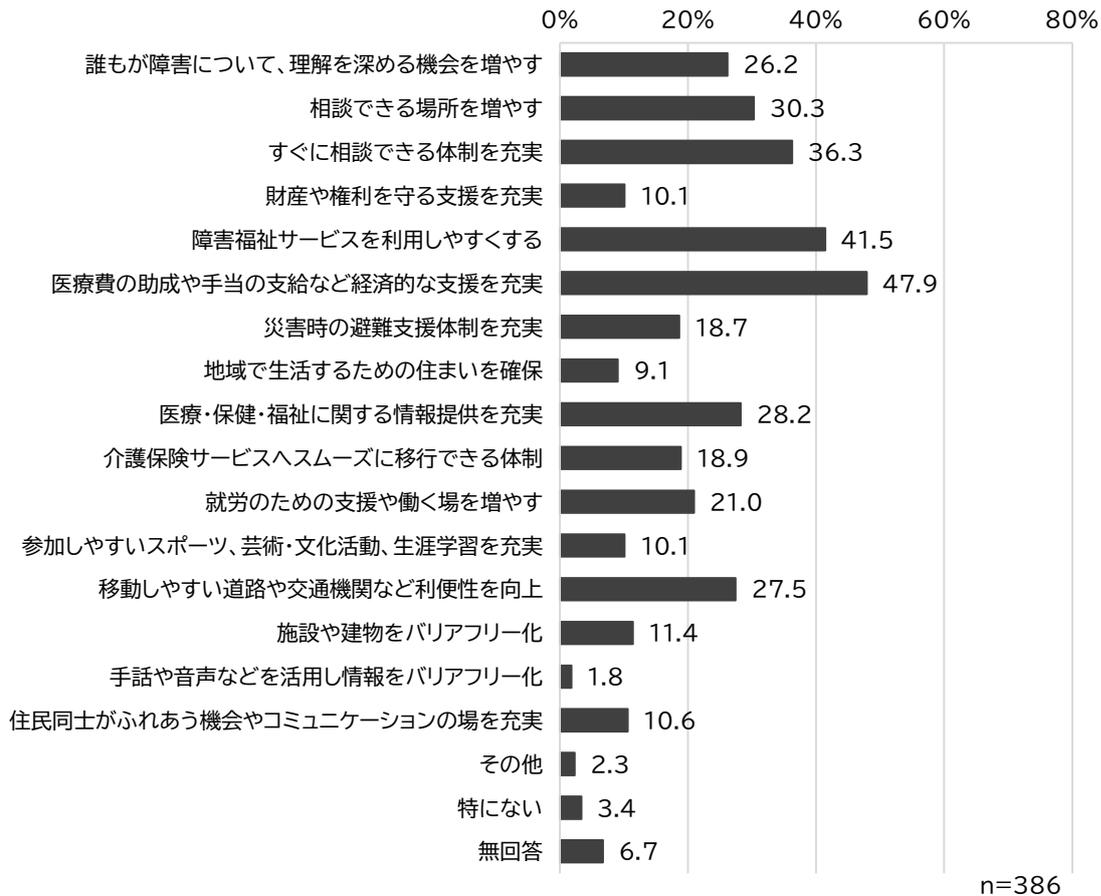
※「18歳未満」の人(回答は保護者)のみ

「専門の医療機関や療育機関が少ない」が38.1%と最も高く、次いで「何かあったときに世話を頼める人がいない」が31.0%、「気軽に相談することができない」が26.2%と続いています。



#### ⑭ 住みやすいまちをつくるために必要な取組

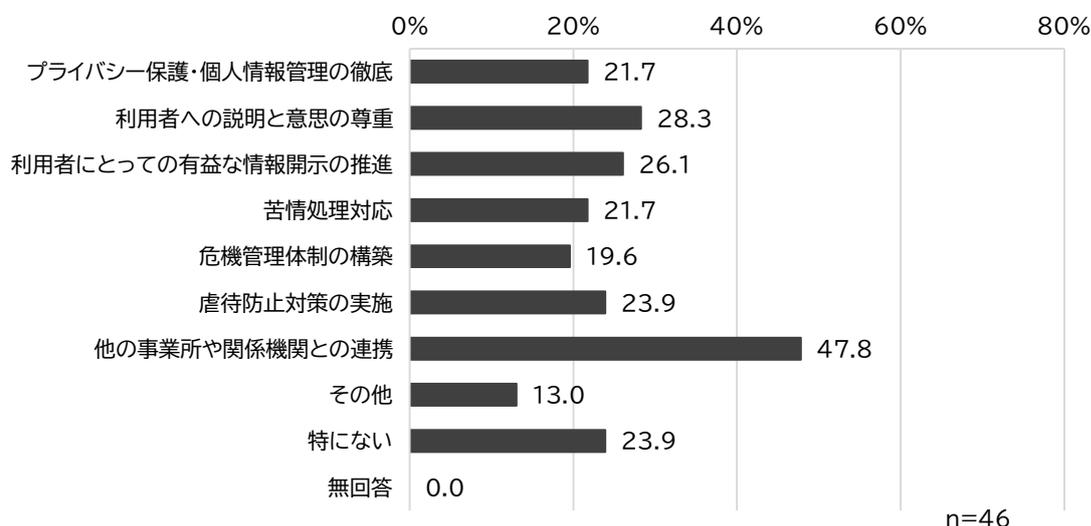
「医療費の助成や手当の支給など経済的な支援を充実」が47.9%と最も高く、次いで「障害福祉サービスを利用しやすくする」が41.5%、「すぐに相談できる体制を充実」が36.3%、「相談できる場所を増やす」が30.3%、「医療・保健・福祉に関する情報提供を充実」が28.2%、「移動しやすい道路や交通機関など利便性を向上」が27.5%、「誰もが障害について、理解を深める機会を増やす」が26.2%と続いています。



## (2) サービス提供事業所及び関係団体等

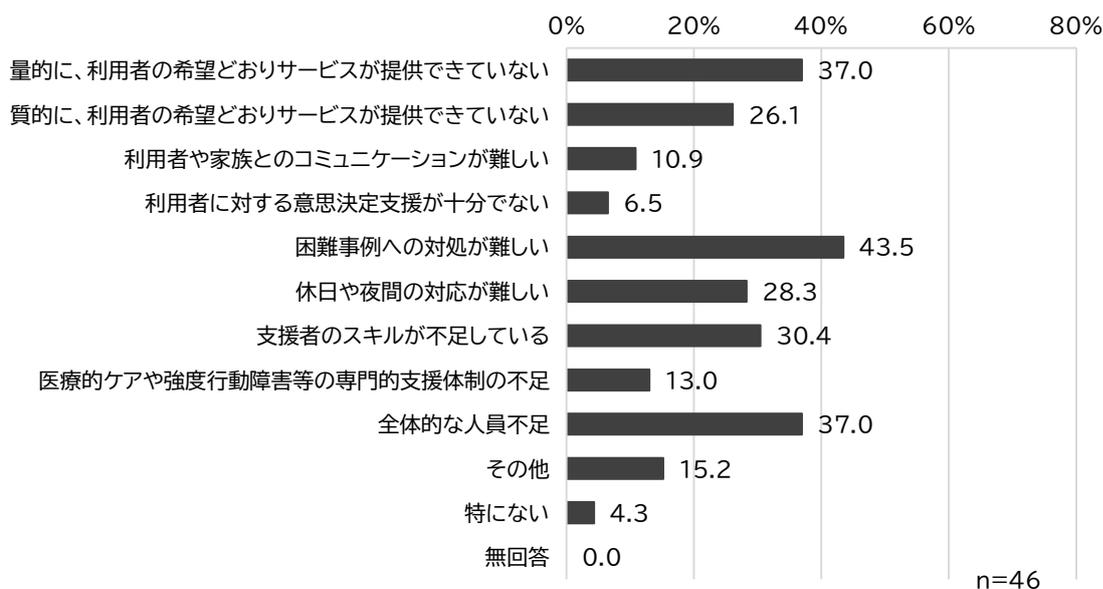
### ① 事業所における事業実施上の課題

「他の事業所や関係機関との連携」が47.8%と最も高くなっています。



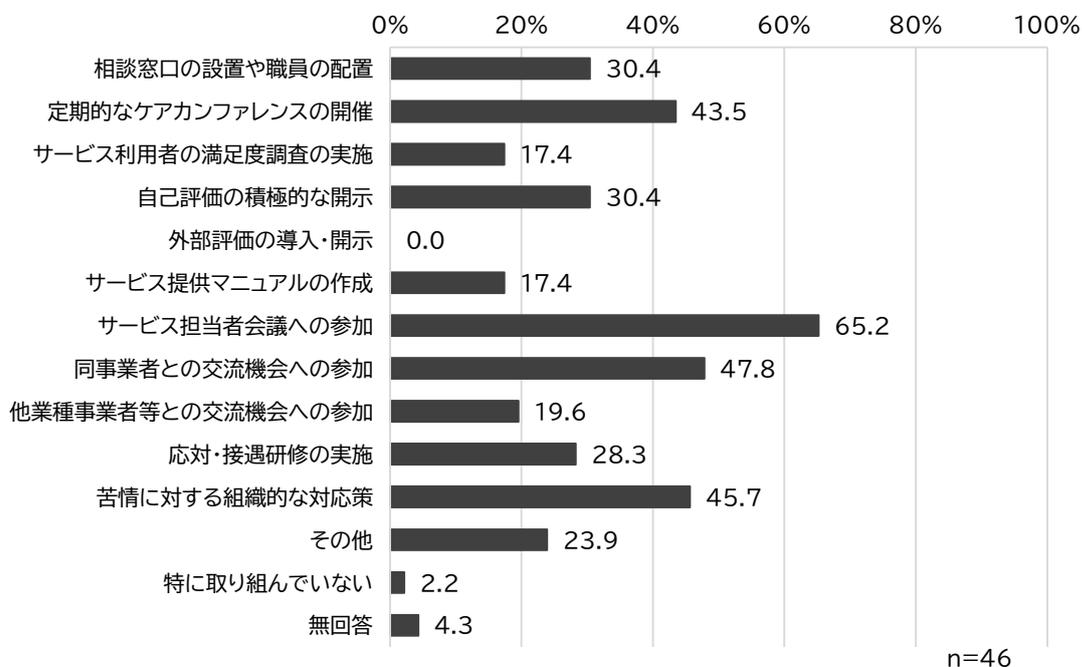
### ② 事業所における利用者支援での課題

「困難事例への対処が難しい」が43.5%と最も高く、次いで「量的に、利用者の希望どおりサービスが提供できていない」と「全体的な人員不足」が37.0%、「支援者のスキルが不足している」が30.4%、「休日や夜間の対応が難しい」が28.3%と続いています。



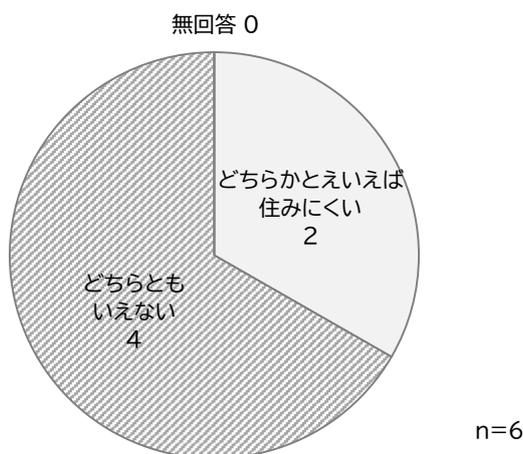
### ③事業所がサービスの質の向上のため重点的に取り組んでいること

「サービス担当者会議への参加」が65.2%と最も高く、次いで「同事業者との交流機会への参加」が47.8%、「苦情に対する組織的な対応策」が45.7%、「定期的なケアカンファレンスの開催」(43.5%)の順となっています。



### ④関係団体が感じている「まちの住みやすさ」

「どちらともいえない」が4団体、「どちらかといえば住みにくい」が2団体となっています。



## 2-6 第3期障害者計画の進捗状況

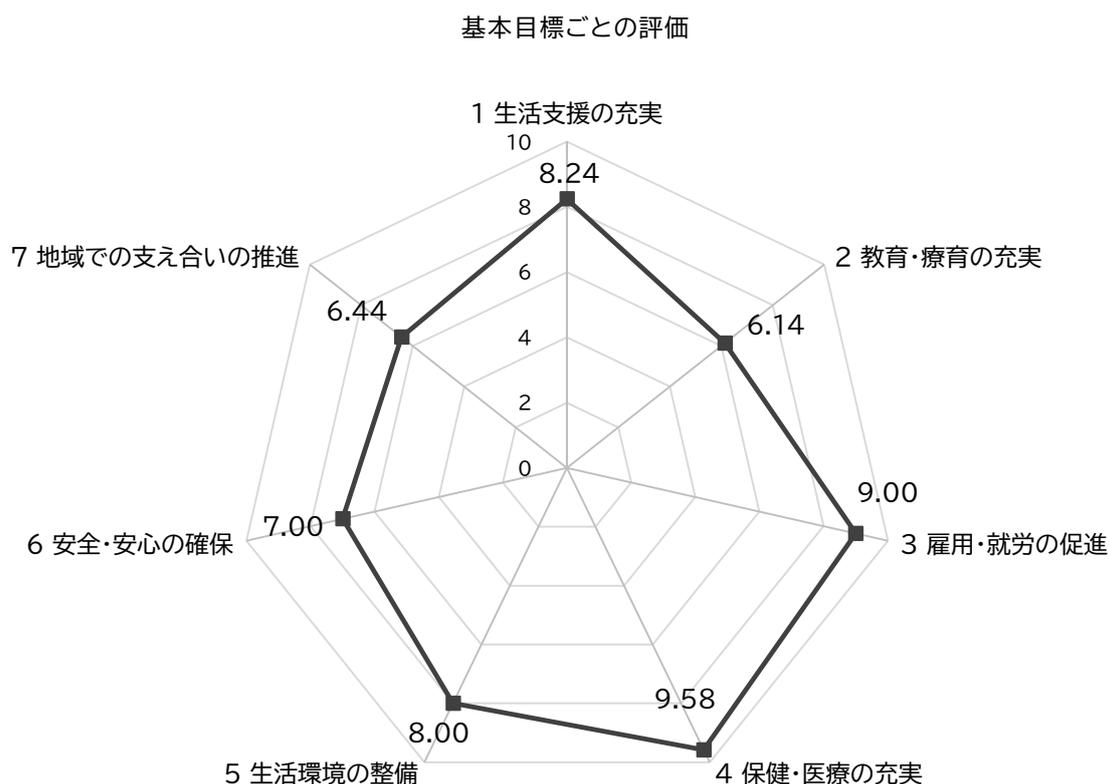
### (1) 評価方法

第3期障害者計画に記載されている82の事業の進捗状況を、3つの評価基準（「計画どおりに実施＝10点」、「一部、実施した＝5点」、「実施していない＝0点」）で点数化し、平均値で表しました。

### (2) 評価結果

#### ①基本目標ごとの評価

「4 保健・医療の充実」、「3 雇用・就労の促進」の分野の評点は9点以上と高い一方、「2 教育・療育の充実」の分野は、評点が低くなっています。



## ②施策方向・事業ごとの評価

| 基本目標                      | 施策方向               | 評点                    | 事業                 |
|---------------------------|--------------------|-----------------------|--------------------|
| 1<br>生活支援の充実              | 1-1<br>障害福祉サービスの充実 | 8.33                  | 訪問系サービスの充実         |
|                           |                    |                       | 日中活動系サービスの充実       |
|                           |                    |                       | 居住系サービスの充実         |
|                           | 1-2<br>地域生活への移行促進  | 5.00                  | 入所施設から地域生活への移行     |
|                           |                    |                       | 入院から地域生活への移行       |
|                           | 1-3<br>日常生活の支援     | 9.38                  | コミュニケーション支援        |
|                           |                    |                       | 日常生活用具の給付・貸与       |
|                           |                    |                       | 移動支援               |
|                           |                    |                       | 地域活動支援センター等        |
|                           |                    |                       | 日中一時支援             |
| 手話奉仕員の養成                  |                    |                       |                    |
| 1-4<br>サービスの質の向上          | 5.00               | －                     |                    |
|                           |                    | 自動車運転免許取得・改造助成        |                    |
| 1-5<br>相談支援体制の充実          | 10.00              | 子ども・障がい者相談支援センターの充実   |                    |
|                           |                    | 地域自立支援協議会の運営          |                    |
| 1-6<br>情報提供の充実            | 10.00              | －                     |                    |
| 1-7<br>情報バリアフリー化の推進       | 10.00              | 情報提供の充実               |                    |
|                           |                    | IT講習会への参加促進           |                    |
|                           |                    | コミュニケーション支援           |                    |
| 2<br>教育・療育の充実             | 2-1<br>療育・就学前教育の充実 | 10.00                 | 療育体制の充実            |
|                           |                    |                       | 保育の充実              |
|                           |                    |                       | 適正な就学指導            |
|                           | 2-2<br>学校教育の充実     | 6.00                  | 特別支援教育の推進          |
|                           |                    |                       | 教職員の指導力・資質の向上      |
|                           |                    |                       | 専門機関など幅広いネットワークの確立 |
|                           |                    |                       | 学校施設のバリアフリー化       |
|                           | 2-3<br>障害児福祉の推進    | 10.00                 | 児童・生徒の交流及び共同学習の促進  |
|                           |                    |                       | 相談体制の充実            |
|                           | 2-4<br>生涯学習の充実     | 2.50                  | 発達障害支援の充実          |
|                           |                    |                       | 生涯学習の充実            |
|                           | 2-5<br>文化・芸術活動の促進  | 5.00                  | 参加機会の拡大            |
| 情報提供と積極的な参加促進             |                    |                       |                    |
| 2-6<br>スポーツ・レクリエーション活動の促進 | 3.33               | 障害者への配慮               |                    |
|                           |                    | 生涯スポーツの推進             |                    |
|                           |                    | ニュースポーツ・レクリエーション活動の普及 |                    |
|                           |                    |                       | スポーツ・レクリエーション行事の充実 |

| 基本目標                          | 施策方向                   | 評点             | 事業              |
|-------------------------------|------------------------|----------------|-----------------|
| 3<br>雇用・就労の促進                 | 3-1<br>雇用・就労の促進        | 10.00          | －               |
|                               | 3-2<br>総合的な就労支援施策の推進   | 10.00          | －               |
|                               | 3-3<br>福祉的就労の支援        | 10.00          | －               |
|                               | 3-4<br>地域活動支援センターの支援   | 10.00          | －               |
|                               | 3-5<br>地域生活支援拠点の整備     | 5.00           | －               |
| 4<br>保健・医療の充実                 | 4-1<br>健康づくりの推進        | 10.00          | 母子保健の充実         |
|                               |                        |                | 健康相談・健康教育等の実施   |
|                               |                        |                | 健康づくり活動の推進      |
|                               | 4-2<br>医療・リハビリテーションの充実 | 10.00          | リハビリテーション体制の充実  |
| 4-3<br>精神保健対策の推進              | 8.75                   | 医療体制の充実        |                 |
|                               |                        | 健康知識の普及・啓発     |                 |
|                               |                        | 相談体制の充実        |                 |
|                               |                        |                | 専門医療機関との連携      |
|                               |                        |                | 福祉サービスの充実       |
| 5<br>生活環境の整備                  | 5-1<br>生活の場の充実         | 10.00          | 共同生活援助の充実       |
|                               |                        |                | 地域活動支援センターの利用促進 |
|                               | 5-2<br>住みやすい住宅の確保      | 10.00          | 住宅入居の支援         |
|                               |                        |                | 住宅改修の支援         |
|                               | 5-3<br>福祉のまちづくりの推進     | 5.00           | 歩道や公園等のバリアフリー化  |
|                               |                        |                | 建築物のバリアフリー化     |
| 駅及び周辺の整備                      |                        |                |                 |
|                               |                        |                | 道路上の障害物除去       |
| 5-4<br>交通バリアフリーのまちづくり         | 5.00                   | 公共交通機関のバリアフリー化 |                 |
|                               |                        |                | 公共交通機関職員への啓発    |
| 5-5<br>移動支援の充実                | 10.00                  | 移動支援事業の充実      |                 |
|                               |                        | 移動に対する経済的支援    |                 |
| 6<br>安全・安心の確保                 | 6-1<br>防犯・防災対策の充実      | 5.00           | 防災ネットワークの構築     |
|                               |                        |                | 情報連絡体制の整備       |
|                               |                        |                | 自主防災組織等の育成      |
|                               |                        |                | 防災知識の普及         |
|                               |                        |                | 福祉避難所の整備        |
|                               | 交通安全対策                 |                |                 |
|                               | 6-2<br>権利擁護対策の充実       | 9.00           | 成年後見制度の利用促進     |
| 福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)の利用促進 |                        |                |                 |
|                               |                        |                | 人権相談事業等の充実      |
|                               |                        |                | 障害者に対する虐待防止     |
|                               |                        |                | 障害を理由とする差別の解消   |

| 基本目標                 | 施策方向                | 評点   | 事業                  |
|----------------------|---------------------|------|---------------------|
| 7<br>地域での<br>支え合いの推進 | 7-1<br>広報・啓発の推進     | 8.33 | 広報紙やホームページによる広報・啓発  |
|                      |                     |      | 講演会や講座の開催           |
|                      |                     |      | 地域における啓発活動          |
|                      | 7-2<br>交流・ふれあいの推進   | 7.00 | 交流事業の充実             |
|                      |                     |      | 地域の祭りやイベントへの参加促進    |
|                      |                     |      | 作品展等の開催             |
|                      |                     |      | 情報提供の充実<br>市職員の参加促進 |
|                      | 7-3<br>福祉教育の推進      | 3.75 | 学校教育における福祉教育の推進     |
|                      |                     |      | 生涯学習における福祉教育の推進     |
|                      |                     |      | 地域における福祉教育の推進       |
|                      |                     |      | 市職員の資質向上            |
|                      | 7-4<br>ボランティア活動等の推進 | 6.67 | ボランティアの育成・強化        |
| 市民理解・参加の促進           |                     |      |                     |
| 障害者自身のボランティア参加       |                     |      |                     |

※評点は10点満点中の値

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 3-1 基本理念

---

障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で心豊かに暮らせるよう、「ノーマライゼーション」、「共生社会（インクルーシブな社会）」の理念のもと、障害のある人等の自立と社会参加、主体性の尊重、地域での支え合いを基本に「安心して心豊かに暮らせる地域社会」の実現に向けて施策の展開を図ります。

#### 基本理念

### 安心して心豊かに暮らせる地域社会づくり

## 3-2 第4期障害者計画の目指すところ

### (1) 基本目標

第4期障害者計画の基本目標を次のように定めます。

#### 基本目標 1

#### 共生社会を目指す 地域づくり

- 障害のある人等が自らの意思により安心して社会生活を送ることができるよう、権利を擁護し、行使を援助する適切な支援を推進します。
- 障害の有無に関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害に対する市民の正しい理解を促進するため、市民に対する啓発活動や交流機会の充実を図ります。
- 地域で自立して生活したいという障害のある人等のニーズを踏まえ、地域における生活の場を整備・充実していきます。
- 災害をはじめ、暮らしの中で支援を必要とする障害のある人等や家族に対して、身近な地域をはじめ、関係機関が連携して暮らしやすい環境づくりを進めます。

| 施策            | 具体的な施策                         |
|---------------|--------------------------------|
| (1)権利擁護の推進    | ①成年後見制度の利用促進                   |
|               | ②福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)の利用促進 |
|               | ③人権相談事業等の充実                    |
|               | ④障害のある人に対する虐待防止                |
|               | ⑤障害を理由とする差別の解消                 |
| (2)広報・啓発の充実   | ①広報紙やホームページによる広報・啓発            |
|               | ②講演会や講座の開催                     |
|               | ③地域における啓発活動                    |
| (3)交流・ふれあいの推進 | ①交流事業の充実                       |
|               | ②地域の祭りやイベントへの参加促進              |
|               | ③作品展等の開催                       |
|               | ④情報提供の充実                       |
|               | ⑤市職員の参加促進                      |

| 施策              | 具体的な施策  |
|-----------------|---|
| (4)福祉教育の推進      | ①学校教育における福祉教育の推進<br>②生涯学習における福祉教育の推進<br>③地域における福祉教育の推進<br>④市職員の資質向上                     |
| (5)生活の場の充実      | ①共同生活援助(グループホーム)の充実<br>②地域生活支援拠点の充実<br>③地域活動支援センターの利用促進<br>④住宅入居の支援<br>⑤住宅改修の支援         |
| (6)防犯・防災対策の充実   | ①防災ネットワークの構築<br>②情報連絡体制の整備<br>③自主防災組織等の育成<br>④防災知識の普及<br>⑤福祉避難所の整備                      |
| (7)福祉のまちづくりの推進  | ①歩道や公園等のバリアフリー化<br>②建築物のバリアフリー化<br>③公共交通機関のバリアフリー化<br>④駅や周辺の整備<br>⑤道路上の障害物除去<br>⑥交通安全対策 |
| (8)ボランティア活動等の推進 | ①ボランティアの育成・強化<br>②市民理解・参加の促進<br>③障害のある人自身のボランティア参加                                      |

## 基本目標 2

### 地域生活を支える 基盤の充実

- 不安や悩みの解消に向けて、相談体制の充実を図るとともに、必要な情報が的確に届くよう取組を展開していきます。
- 障害のある人等の地域生活を支えるために、利用者本位の考え方に立って、多様なニーズに対応するサービスの量的・質的な充実を図ります。
- 保健・医療・福祉サービスの連携による継続的な地域ケア体制を整備するとともに、医療機関やサービス提供事業所が連携をとりながら、早期発見・早期治療、リハビリテーションを推進していきます。

| 施策                     | 具体的な施策   |
|------------------------|--|
| (1)相談支援・<br>情報提供の充実    | ①子ども・障がい者相談支援センター(リンクステーション)の充実<br>②赤磐市障害者自立支援協議会の運営<br>③情報バリアフリー化の推進                                      |
| (2)障害福祉サービスの<br>充実     | ①訪問系サービスの充実<br>②日中活動系サービスの充実<br>③居住系サービスの充実<br>④サービスの質の向上  |
| (3)日常生活の支援             | ①コミュニケーション支援<br>②日常生活用具の給付・貸与<br>③移動支援<br>④地域活動支援センター<br>⑤日中一時支援<br>⑥手話奉仕員の養成<br>⑦自動車運転免許取得・改造助成<br>⑧経済的支援 |
| (4)健康づくりの推進            | ①母子保健の充実<br>②健康相談・健康教育等の実施<br>③健康づくり活動の推進  |
| (5)医療・リハビリテー<br>ションの充実 | ①リハビリテーション体制の充実<br>②医療体制の充実  |
| (6)精神保健対策の<br>推進       | ①健康知識の普及・啓発<br>②相談体制の充実<br>③専門医療機関との連携<br>④福祉サービスの充実   |

## 基本目標3

ライフステージに  
対応した支援

- 障害のある子どもへの早期からの教育・療育を推進し、持っている可能性を引き出し、成長発達を支援していきます。
- 教育機関と医療・福祉関係機関等が十分に連携し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した計画的な教育・療育が行われる体制づくりを進めます。
- 個々の意思や能力に応じた仕事を選択できるよう、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、職業相談や指導体制の充実を図ります。
- 障害のある人等の生涯学習として、文化活動、スポーツ、レクリエーション等の余暇活動を充実し、機能訓練や心と体の健康維持増進に役立ち、自主性の向上や自己実現の機会の確保に努めます。

| 施策             | 具体的な施策                |
|----------------|-----------------------|
| (1)療育・就学前教育の充実 | ①療育体制の充実              |
|                | ②相談体制の充実              |
|                | ③発達障害支援の充実            |
|                | ④保育の充実                |
|                | ⑤適正な就学指導              |
| (2)学校教育の充実     | ①特別支援教育の推進            |
|                | ②教職員の指導力・資質の向上        |
|                | ③専門機関などとの幅広いネットワークの確立 |
|                | ④学校施設のバリアフリー化         |
|                | ⑤児童・生徒の交流及び共同学習の促進    |
| (3)働く場の充実      | ①雇用・就労の促進             |
|                | ②総合的な就労支援施策の推進        |
|                | ③福祉的就労の支援             |
| (4)社会参加の促進     | ①生涯学習の充実              |
|                | ②文化・芸術活動の促進           |
|                | ③スポーツ・レクリエーション活動の促進   |
| (5)移動支援の充実     | ①移動支援事業の充実            |
|                | ②移動に対する経済的支援          |
|                | ③公共交通の充実              |

## 3-3 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の目指すところ

---

### (1) 基本方針

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本方針を次のように定めます。

#### ①障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ります。

#### ②障害種別によらない障害福祉サービス等の実施

近隣自治体やサービス提供事業所と連携を図りながら、すべての計画対象者が必要な障害福祉サービス等を利用することができるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

#### ③地域生活への移行・継続、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の確保

障害のある人等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制の確保に努めます。

#### ④地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組めます。

#### ⑤障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

障害のある児童本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するとともに、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

#### ⑥障害福祉サービスを担う人材の確保

質の高い障害福祉サービス等を安定的に提供していくために、専門性を高めるための研修会への参加や多職種間の連携の強化、職場環境の改善により、職場の定着率を高めるなど、国が示す基本方針や県計画に準じて推進していきます。

# 第4章 障害者計画

## 基本目標1 共生社会を目指す地域づくり

---

共生社会を目指す地域づくり

- (1) 権利擁護の推進
- (2) 広報・啓発の充実
- (3) 交流・ふれあいの推進
- (4) 福祉教育の推進
- (5) 生活の場の充実
- (6) 防犯・防災対策の充実
- (7) 福祉のまちづくりの推進
- (8) ボランティア活動等の推進

### (1) 権利擁護の推進

#### ①成年後見制度の利用促進

- 知的障害や精神障害のある人、認知症高齢者などの判断能力が十分でない人の保護（財産管理や身上監護）を、代理権や同意権・取消権が付与された後見人などが行う成年後見制度の利用促進を図ります

#### ②福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の利用促進

- 判断能力が不十分で適切な福祉サービスを利用することが困難な障害のある人に対し、福祉サービスの利用や日常の金銭管理などを支援する福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）について、事業の実施主体者である社会福祉協議会と連携し、普及・啓発に努めます。

#### ③人権相談事業等の充実

- 障害のある人等の人権が尊重されるよう、人権擁護委員による相談業務の充実に努めます。
- 暮らしや人権に関わる生活全般に関する相談に応じる岡山県の「障害者総合相談窓口」など、相談事業の周知に努めます。

#### ④障害のある人等に対する虐待防止

- 事業所への虐待防止研修を定期的実施し、虐待の早期発見及び通報義務の周知に努めます。
- 地域、家庭、施設などで潜在する障害のある人等に対する虐待や差別について、発見時において速やかに対応ができる体制やその防止策を障害福祉サービス事業所や関係機関と連携していきます。

#### ⑤障害を理由とする差別の解消

- すべての市民が、障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現できるよう、障害のある人等に対する社会的障壁の除去と合理的配慮の提供に向けた普及・啓発活動に努めます。

## (2) 広報・啓発の充実

#### ①広報紙やホームページによる広報・啓発

- 市広報紙やホームページ、啓発冊子などを通じた広報・啓発活動を実施します。
- あらゆる機会を捉えて効果的な広報・啓発を行います。

#### ②講演会や講座の開催

- 身体障害、知的障害、精神障害等の各障害について、市民の一層の理解を深めるため、関係機関や団体と連携した講演会や講座などを開催します。

#### ③地域における啓発活動

- 民生委員・児童委員をはじめとし、地域の各種団体の障害に対する正しい理解や認識をさらに深めるため、地域において障害者福祉に関する広報・啓発・研修を実施します。

## (3) 交流・ふれあいの推進

#### ①交流事業の充実

- 障害のある人等と地域が交流し合える各種交流事業の内容を充実するとともに、参加者の拡大を図ります。

#### ②地域の祭りやイベントへの参加促進

- 地域の祭りや運動会などの地域行事に障害のある人等が参加しやすくなるよう、主催者への啓発を進めます。

### ③作品展等の開催

- 作品展などを開催し、作品の募集や展示方法の工夫、他の行事とのタイアップなど、できるだけ多くの市民に観てもらえるような内容の充実を図ります。

### ④情報提供の充実

- 市や障害者団体の実施する行事や障害のある人自身のさまざまな活動について、市民へ向けて積極的に情報提供します。

### ⑤市職員の参加促進

- 障害者福祉に関する行事、イベント、研修会などに市の職員が積極的に参加します。

## (4) 福祉教育の推進

### ①学校教育における福祉教育の推進

- 小学校、中学校において福祉教育を推進します。また、教職員に対する研修をさらに充実させ、特別支援教育への理解も深めます。

### ②生涯学習における福祉教育の推進

- 福祉や人権に関する講座や講習会の開催など、生涯学習の場面で市民を対象とした事業を展開し、広く市民を含めた福祉教育を推進します。

### ③地域における福祉教育の推進

- 各地域の創意工夫のもとに、福祉教育が展開されるよう地域における福祉教育の推進を働きかけます。

### ④市職員の資質向上

- 市職員研修において福祉に関する研修の場を確保し、職員の実践的な資質向上を図ります。

## **(5) 生活の場の充実**

### **① 共同生活援助（グループホーム）の充実**

- 入所施設等から地域生活への円滑な移行を促進するため、共同生活援助（グループホーム）が確保されるよう関係機関との連携に努めるとともに、事業参入を促進するため空き公共施設の活用など支援を行います。

### **② 地域生活支援拠点の充実**

- 障害のある人等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた相談、体験の機会、緊急時の対応等の充実を図ります。

### **③ 地域活動支援センターの利用促進**

- 創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの利用を促進し、障害のある人等の地域生活支援の充実を図ります。

### **④ 住宅入居の支援**

- 個人などの民間賃貸住宅への入居にあたって、保証人がいない等の問題により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整等の支援、家主等への相談・助言を行い、地域生活を支援します。

### **⑤ 住宅改修の支援**

- 障害に応じた居住空間を確保できるよう、個人住宅の改修について住宅改修助成事業の利用を促進します。

## **(6) 防犯・防災対策の充実**

### **① 防災ネットワークの構築**

- 障害のある人や高齢者などの要配慮者について、災害時における救助・安否確認などの初動体制を確立するため、自治会、自主防災組織等地域住民が中心となる防災ネットワークの構築を図ります。
- 区長や民生委員・児童委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿への登録を推進するとともに個別避難計画を作成し、福祉担当、介護担当、防災担当、地域で共有しながら災害時に備えます。

## ②情報連絡体制の整備

- 災害などの緊急情報の連絡体制の整備、地域防災拠点・避難所などにおける情報連絡体制の確保について、障害のある人、障害者団体、ボランティア団体等との連携のもと、市防災会議において検討・整備します。

## ③自主防災組織等の育成

- 災害時には、地域や隣近所の協力助け合いが不可欠であるため、社会福祉協議会、関係機関と連携し、地域住民により組織される自主防災組織や防災ボランティアの育成を図ります。

## ④防災知識の普及

- 広報やホームページなどを活用し、地域防災拠点や避難所などの基礎的な情報や防災知識の普及・啓発を図るとともに、一般市民に対して障害のある人等への援助に関する知識の普及に努めます。
- 市が行う防災訓練へ障害のある人の積極的参加を促すとともに、地域や社会福祉施設等において、適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導します。

## ⑤福祉避難所の整備

- 学校や公民館などの指定避難所は、障害のある人等が安全に避難できるよう、バリアフリー化を推進します。
- 大きな災害時、避難所生活になじめない要配慮者を対象とした福祉避難所は、精神的・肉体的に安定した避難所生活を送る場所として重要なため、社会福祉施設などとの連携、協力により、指定避難所内での福祉避難所を設置・確保できるよう、医療機関、保健機関と連携し、福祉用具や薬剤などを迅速に供給できる連絡体制の整備を図ります。

## (7) 福祉のまちづくりの推進

### ①歩道や公園等のバリアフリー化

- 幅の広い歩道の整備や段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置、視覚障害のある人に配慮した信号機の設置、多目的トイレ設置など、安全でかつ快適に円滑な外出ができる環境整備を進めます。

### ②建築物のバリアフリー化

- すべての市民が安心して生活し、社会参加することができるまちにするため、「バリアフリー新法」や「岡山県福祉のまちづくり条例」に基づいた公共施設の整備を引き続き推進するとともに、民間事業者が設置する不特定多数の市民が出入りする建築物についても、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化について、県と連携を図り理解を求めます。

### ③公共交通機関のバリアフリー化

- 公共交通事業者等に対し、駅へのエレベーターやスロープ、多目的トイレの設置、ノンステップバスやリフト付きバスの導入及び視聴覚障害に配慮した構内放送、電光掲示板などの導入を障害者団体とともに求めていきます。

### ④駅や周辺の整備

- 障害のある人等が公共交通機関を利用しやすくするため、駅やその周辺施設について、交通関係機関と連携して、スロープやエレベーター、多目的トイレ、駐輪場等の整備を働きかけます。

### ⑤道路上の障害物除去

- 公道上の店舗商品・看板、自転車、違法駐車などは、車いす利用者や視覚障害のある人等にとって移動の障害となるため、関係機関と連携し除去・撤去指導を行います。

### ⑥交通安全対策

- 障害のある人等が交通事故に遭遇するのを防ぐため、関係機関・団体と協働し、交通安全・事故防止運動を展開します。

## **(8) ボランティア活動等の推進**

### **① ボランティアの育成・強化**

- 各種団体と連携し、ボランティア団体及び個人ボランティアの育成に努めます。
- 福祉を学んでいる大学生や、高校生等による幅広い世代にわたるボランティア活動など、ボランティア機能の拡大・強化に向けた取組を支援します。

### **② 市民理解・参加の促進**

- ボランティア活動に対する市民の理解を深めるため、広報紙、ホームページなどにより啓発活動を推進します。また、ボランティアに関する情報を幅広く提供し、市民の参加を促します。

### **③ 障害のある人自身のボランティア参加**

- 障害のある人自身によるボランティアや、自らの体験に基づいた相談や援助活動への取組を働きかけます。

## 基本目標2 地域生活を支える基盤の充実

地域生活を支える基盤の充実

- (1) 相談支援・情報提供の充実
- (2) 障害福祉サービスの充実
- (3) 日常生活の支援
- (4) 健康づくりの推進
- (5) 医療・リハビリテーションの充実
- (6) 精神保健対策の推進

### (1) 相談支援・情報提供の充実

#### ①子ども・障がい者相談支援センター（りんくステーション）の充実

- 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点及び障害者基幹相談支援センターを一体的に運営する子ども・障がい者相談支援センター（りんくステーション）を設置し、子育ての困りごとや悩み、障害の相談などをワンストップで受ける体制を整えています。
- 子ども・障がい者相談支援センター（りんくステーション）を拠点とし、地域のさまざまな関係機関との連携や調整、ネットワークの構築を図ります。

#### ②赤磐市障害者自立支援協議会の運営

- 当事者、家族、障害福祉サービス事業所、教育機関、保健所、ハローワーク、関係団体など、地域の多様な社会資源のネットワークの核となる赤磐市障害者自立支援協議会を定期的開催し、障害のある人等が普通に暮らせるまちづくりを進めるため、専門部会とワーキンググループで地域における課題の整理や情報共有を行います。

#### ③情報バリアフリー化の推進

- 広報誌やガイドブックについて、内容の充実に努め、より親切な情報提供を進めます。
- 職員研修等によるウェブアクセシビリティの意識向上を図り、誰もが利用しやすい市ホームページづくりに努めます。
- SNSなどを通して情報を積極的に発信します。
- 県が実施するIT講習会等への参加を促進します。また、「岡山県身体障害者福祉連合会」が実施する各事業について、ニーズに応じて利用を促進します。
- 手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣により、意思疎通を図ることに支障がある人等と他の人との意思疎通の円滑化を図ります。

## (2) 障害福祉サービスの充実

### ①訪問系サービスの充実

- 障害の状態やニーズに応じて、自己選択と自己決定の尊重のもと、在宅で適切な介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの充実に努めます。

### ②日中活動系サービスの充実

- 日中も安心して生活できる介護サービスや、機能訓練や生活訓練、就労に向けた支援を行うサービスの充実に努めます。

### ③居住系サービスの充実

- 夜間、休日において地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援を進め、地域生活への移行の促進に努めます。
- 共同生活援助（グループホーム）など、住み慣れた地域での居住支援に向けて市内における基盤整備に努めます。

### ④サービスの質の向上

- 福祉サービスの質の向上を図るために、サービス提供事業者で従事者の研修を定期的な受講することを推進します。
- サービス内容や運営面についての良い点や改善点を明確にするため、利用者調査の実施や第三者評価制度の利用を促進します。

## (3) 日常生活の支援

### ①コミュニケーション支援

- 手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣により、聴覚障害のある人等と他の人との意思疎通の円滑化を図ります。

### ②日常生活用具の給付・貸与

- 重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

### ③移動支援

- 屋外での移動が困難な人に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します。
- 個別支援が必要な人に対して、適切な支援を行います。

#### ④地域活動支援センター

- 創作活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るため、地域活動支援センター事業を実施します。
- 通所する人に対して、相談支援事業等を実施し、障害のある人等の社会復帰の促進を図るとともに、家族会の育成・支援を行います。
- 運営方針の精査など、継続した活動ができるようサービス提供事業所の支援に努めます。

#### ⑤日中一時支援

- 日中における活動の場を提供し、障害のある人等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。
- 法人などと協議を行い、サービス提供事業所の確保に努めます。

#### ⑥手話奉仕員の養成

- 聴覚障害のある人等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

#### ⑦自動車運転免許取得・改造助成

- 自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

#### ⑧経済的支援

- 障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種制度をハンドブック等で周知します。
- 税の減免制度やJR等の料金の割引制度、公共施設の利用料や入場料等の割引制度を周知し、活用を促進します。
- 障害福祉サービスの利用者負担について、国・県の動向を見極めながら軽減策を検討します。

### (4) 健康づくりの推進

#### ①母子保健の充実

- 乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等の乳幼児健康診査を実施し、関係機関と連携を図りながら病気や障害の早期発見に努めます。
- 出生時から幼児までの母子保健施策として、母子手帳交付時の妊娠期からの保健指導を行い、保護者に対する育児支援を行います。

## ②健康相談・健康教育等の実施

- 脳血管疾患や糖尿病等の生活習慣病による障害を予防するため、健康教育、健康相談、訪問指導に取り組みます。

## ③健康づくり活動の推進

- 市民の健康づくり意識の高揚に努めるとともに、赤磐市健康増進計画等に基づき地域や家庭における市民の主体的・自主的な健康づくり活動を推進します。

# (5) 医療・リハビリテーションの充実

## ①リハビリテーション体制の充実

- 個々の障害の程度や種類に応じたきめ細かなリハビリテーションの充実に努めます。

## ②医療体制の充実

- 障害を軽減し、より快適で自立した生活を促進するため、市内医療機関、医師会との連携を強化し、地域医療体制の整備に努めます。
- 医療機関などに、外出が困難な人や高齢者に対する在宅医療・訪問看護の充実に働きかけます。

# (6) 精神保健対策の推進

## ①健康知識の普及・啓発

- ストレスの対処法や休養のとり方など、こころの健康づくりに関して広報紙や各種の教室等あらゆる機会を通じて知識の普及・啓発を図ります。

## ②相談体制の充実

- ストレスの軽減や精神疾患、再発防止のためのサポートができるよう保健所と連携し、相談体制の充実に取り組みます。

## ③専門医療機関との連携

- 専門医療機関との連携により、本人や家族が適切な医療につながるよう支援します。

## ④福祉サービスの充実

- 障害者総合支援法のもと、精神障害のある人に対しても身近なところでサービスが提供できる体制づくりを進めます。

## 基本目標3 ライフステージに対応した支援

---

ライフステージに対応した支援

- (1) 療育・就学前教育の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 働く場の充実
- (4) 社会参加の促進
- (5) 移動支援の充実

### (1) 療育・就学前教育の充実

#### ①療育体制の充実

- 乳幼児健康診査等と連動した早期相談指導体制を充実するとともに、医療・保健・福祉・教育の連携を一層深め、情報の共有化を図ります。
- 早期発見、早期療育に向けて、関係機関の連携や専門性の高い相談や療育体制の充実に努めます。

#### ②相談体制の充実

- 子ども・障がい者相談支援センター（りんくステーション）で、子どものライフステージに応じた適切な相談支援を行います。
- 特別支援教育コーディネーターがさまざまな相談先について知り、連携がより図れるよう、研修を実施します。

#### ③発達障害支援の充実

- 保健、医療、福祉、教育の連携の中で、相談支援体制の充実を図ることにより切れ目のない支援の提供に努めます。
- 発達障害者支援コーディネーターを配置し、必要に応じた専門的な支援の見立て、情報提供を行うことで、関係機関とのコーディネートを行います。

#### ④保育の充実

- 保育士等を対象とした定期的な研修会の参加を促進していくとともに、必要な情報を提供するなど資質の向上に努めます。

### ⑤適正な就学指導

- 障害のある幼児、児童の就学に関する悩みや不安を解消するために、就学相談会を開催し、保護者に義務教育段階における多様な学びの場やその対象、入級の手続き等を説明していきます。
- 保護者や本人の意向も聞きながら、障害のある子どもの能力を最大限に伸ばすことを重視した就学相談の充実を図ります。

## (2) 学校教育の充実

### ①特別支援教育の推進

- 特別な支援が必要とされる幼児、児童、生徒に対して、そのニーズに応じた適切な指導が行えるよう、個別の教育支援計画等の活用を推進します。

### ②教職員の指導力・資質の向上

- 教職員が障害特性等を正しく理解し、障害に応じた適切な指導を行えるよう研修等の充実を図ります。

### ③専門機関などとの幅広いネットワークの確立

- 市教育委員会、子ども・障がい者相談支援センター（りんくステーション）など、さまざまな機関が連携を図り、より専門的な相談機関につながる体制を整備します。

### ④学校施設のバリアフリー化

- 特別な教育的支援を必要とする子どもが安心して就学できるよう、トイレ、スロープ、階段への手すりの設置など学校施設のバリアフリー化を推進します。

### ⑤児童・生徒の交流及び共同学習の促進

- 「交流籍」による特別支援学校と小・中学校の交流を進め、相互の理解促進を図ります。
- 保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校では、将来を見通し、切れ目のない支援の実施を目指します。

## **(3) 働く場の充実**

### **①雇用・就労の促進**

- 関係機関との連携を強化するとともに、障害のある人の雇用について事業主等の理解と関心を深め、あわせて、個々の能力や適性に応じた職場の確保に努めます。
- 福祉事業所利用者の就労移行を支援するとともに、就労した人が働き続けることができるよう、職場適応支援の体制づくりや公共機関における雇用拡大についても努めます。
- 一般企業等への雇用や働く機会の充実を図るため、職業リハビリテーションの推進や必要な知識・能力の習得を図るための支援を行います。
- 関係機関とのネットワーク化を図り、就労の前後にわたる支援体制づくりを進めます。

### **②総合的な就労支援施策の推進**

- 県の就労支援施策との連携を図り、就職面接会や職場適応訓練事業の利用を促すとともに、試行雇用（トライアル雇用）や職場適応援助者（ジョブコーチ）に関する情報収集と提供を行い、就労支援のための制度を積極的に活用します。
- 障害者就業・生活支援センターの機能を積極的に活用し、就労後の適切なフォローアップを行うなど、職場適応支援を進めます。

### **③福祉的就労の支援**

- 一般就労は困難であるが、就労を希望する人がそれぞれの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう、就労継続支援事業など、多様な働く場を確保し、充実を図ります。
- 自主製品の販路充実など、生産事業の振興に対して福祉事業所と連携しながら取り組むとともに、市の業務のうち、委託可能なものについては委託を検討します。
- 福祉事業所から優先的に物品・役務の提供を受けられるよう努めます。

## **(4) 社会参加の促進**

### **①生涯学習の充実**

- 障害のある人等の生きがいのある社会生活を促進するために、引き続きさまざまな学習機会を提供します。
- 手話通訳者・要約筆記者派遣制度などの周知に努め、障害のある人等の参加できる場が広がるよう啓発します。

## ②文化・芸術活動の促進

- 優れた文化にふれあう機会や障害のある人等も気軽に参加できるような身近な活動などの紹介を行うとともに、積極的な参加を呼びかけます。
- 各種大会や行事において、手話通訳者や要約筆記者の配置、車いす使用者のスペース確保など、障害に配慮した運営がされるよう行事主催者等に対する啓発に努めます。

## ③スポーツ・レクリエーション活動の促進

- 障害のある人等に対する生涯スポーツの推進のため、親切な情報提供に努め、自宅にこもりがちな人への積極的な参加を呼びかけます。
- 障害のある人等のスポーツ活動の普及に努めるとともに、適度な運動量があり誰にでも気軽に楽しめるニュースポーツやレクリエーション活動の浸透を図ります。
- スポーツ推進委員の研修参加等を促進するとともに、新たな指導者の養成も検討していきます。
- 障害の有無に関わらず、相互にスポーツ・レクリエーションに取り組むことができるよう、行事主催者等に対する啓発に努めます。

# (5) 移動支援の充実

## ①移動支援事業の充実

- 地域における自立生活及び社会参加を促進し、余暇活動等の日常生活において、障害のある人等が円滑に外出できるよう、移動支援事業の充実に努めます。

## ②移動に対する経済的支援

- 身体障害のある人が自動車を運転する場合に必要な自動車改造に要する費用や、身体障害、知的障害、精神障害のある人の自動車運転免許の取得に要する費用など移動に係る各種助成制度について周知を図り、障害のある人等の社会参加を支援します。

## ③公共交通の充実

- 各地域の地域拠点までを定時定路線やデマンド型交通で結び、地域間・拠点間を路線バスでスムーズに接続させ、利便性の向上を図ります。また、広域移動の利便性を高めるため、JRとの接続性を強化します。

# 第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

## 5-1 令和8年度の成果目標

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 国の基本的な指針

- 令和4年度末時点の福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。
- 目標値の設定にあたっては、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することとするとともに、これにあわせて令和8年度末の施設入所者を令和4年度末時点から5%以上削減することを基本とする。
- 令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成の割合を令和8年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。
- 施設入所者数の設定のうち、新たに施設へ入所する者を見込むにあたっては、グループホーム等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。

※平成24年4月施行の児童福祉法改正により、障害者総合支援法のサービス受給者となって当該施設に引き続き入所している者は含めない。

|          |  |
|----------|--|
| 前回計画のまとめ | <input type="checkbox"/> 施設入所者51人のうち4名の地域移行を目標としていましたが、実績は2人でした。 |
|----------|--|

#### 市の目標設定

| 項目       | 数値           | 備考                             |
|----------|--------------|--------------------------------|
| 地域生活移行者数 |              |                                |
| 算定基礎数値   | 53人          | 令和4年度末現在の施設入所者数                |
| 目標値      | 4人<br>(7.5%) | 令和6年度から令和8年度末までの間に地域移行する見込み者数  |
| 未達成者数    | 2人           | 第6期目標値(4人)のうち令和5年度までで未達成の見込み者数 |

| 項目        | 数値             | 備考                   |
|-----------|----------------|----------------------|
| 施設入所者数    |                |                      |
| 算定基礎数値（A） | 53人            | 令和4年度末現在の施設入所者数      |
| 目標値（B）    | 51人<br>(96.2%) | 令和8年度末の施設入所者の見込み者数   |
| 削減見込み     | 2人             |                      |
| (参考)待機者数  | 3人             | 令和5年12月1日現在の施設入所待機者数 |

|         |  |
|---------|--|
| 基本的な考え方 | <input type="checkbox"/> 施設入所から地域への移行を希望する人について、円滑に地域生活へ移行できるよう支援を行います。<br><input type="checkbox"/> 地域での生活が継続できるよう、居宅での生活を支援する訪問系サービス、訓練の場・創作活動の場・憩いの場である日中活動系サービス及び日常生活上のさまざまな問題に対応するための相談支援の充実を図ります。 |
|---------|--|

## （2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 国の基本的な指針

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害のある人の地域移行や定着が可能となる。
  - ①精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数  
325.3日以上
  - ②精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）  
国が提示する推計式を用いて設定する。
  - ③精神病床における早期退院率  
令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上とする。  
令和8年度における入院後6か月時点の退院率を84.5%以上とする。  
令和8年度における入院後1年時点の退院率を91%以上とする。

### 市の目標設定

成果目標の設定は行いませんが、「5-5 障害者施策の推進」で保健・医療及び福祉関係者による協議の場、地域生活に必要な障害福祉サービス等の利用者数を設定します。

### (3) 地域生活支援の充実

#### 国の基本的な指針

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 強度行動障害を有する障害のある人の支援体制の充実を図るために、令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障害を有する人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

|                 |  |
|-----------------|--|
| <p>前回計画のまとめ</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 平成31年4月にコーディネーターを配置し、地域生活支援拠点等の5つの機能を備えた拠点を設置しています。</li> <li><input type="checkbox"/> 機能の強化に向けた協議を定期的実施しています。</li> </ul> |
|-----------------|--|

#### 市の目標設定

| 項目           | 目標  |
|--------------|---|
| <p>拠点の整備</p> | <p>市内に整備した拠点を継続して運用し、国の指針に準じて、運用状況の検証及び検討を年1回以上行います。</p> <p>また、強度行動障害の有する人の支援体制の充実を図るため、支援体制の整備を進めます。</p> |

|                |  |
|----------------|--|
| <p>基本的な考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 年2回程度、行政担当者、短期入所事業所、相談支援事業所等で構成された「地域生活支援拠点連絡会」を開催し、緊急受け入れ後の事後検証等を実施します。</li> <li><input type="checkbox"/> 拠点機能の充実に関しても、あわせて検討を行っていきます。</li> <li><input type="checkbox"/> 強度行動障害のある人の状況や支援ニーズの把握に努め、支援体制の検討等を順次進めていきます。</li> </ul> |
|----------------|--|

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### 国の基本的な指針

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。目標値の設定にあたっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

#### 事業ごとの目標値

就労移行支援 1.31倍以上

就労継続支援A型 1.29倍以上

就労継続支援B型 1.28倍以上

- 就労移行支援事業所での一般就労移行率が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定する。
  - ①就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。
  - ②就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とする。
  - ③協議会（就労支援部会等）を設けて取組を進める。

|          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| 前回計画のまとめ | □ 9人の一般就労への移行を目標としていましたが、実績は2人でした。 |
|----------|------------------------------------|

### 市の目標設定

| 項目                    | 数値  | 備考   |
|-----------------------|-----|--|
| 福祉施設からの一般就労移行者数       |     |  |
| 算定基礎数値                | 2人  | 令和3年度において福祉施設から一般就労した者の数   |
| 目標値                   | 6人  | 令和8年度において福祉施設から一般就労する者の数(全体で1.28倍と見込む(就労移行支援では1.31倍以上、就労継続支援A型では1.29倍以上、就労継続支援B型では1.28倍以上を目指す。)) |
| 就労移行支援事業所の就労移行率（事業所数） |     |  |
| 算定基礎数値                | 0か所 | 令和3年度の実績、現在、赤磐市内に就労移行支援事業所はないため  |
| 目標値                   | 1か所 | 一般就労移行率が5割以上の事業所の設置を目指します。   |

| 項目                                 | 数値  | 備考                              |
|------------------------------------|-----|---------------------------------|
| 就労定着支援事業の利用者数                      |     |                                 |
| 算定基礎数値                             | 9人  | 令和3年度末の利用者数                     |
| 目標値                                | 12人 | 令和3年度末実績の1.41倍以上                |
| 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合（全体の2.5割以上） |     |                                 |
| 算定基礎数値                             | 0か所 | 令和3年度の実績、現在、赤磐市内に就労定着支援事業所はないため |
| 目標値                                | 1か所 | 就労定着支援事業所の設置を目指します。             |

|         |   |
|---------|---|
| 基本的な考え方 | <input type="checkbox"/> 事業所による生産活動及び就労支援の取組を支援します。<br><input type="checkbox"/> 就労へ向けた支援、就労している人への支援、離職後の支援など利用者の状況に応じた支援に取り組みます。 |
|---------|---|

## （５）障害児支援の提供体制の整備等

| 国の基本的な指針   |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 <p>児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。</p> <p>また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p> </li> <li>主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 <p>令和8年度末までに、主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。</p> </li> <li>医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 <p>令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p> </li> </ul> |

|                 |   |
|-----------------|---|
| <p>前回計画のまとめ</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 平成 29 年 4 月に児童発達支援センターを設置しています。</li> <li>□ 重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、市内に対応可能な事業所が 1 か所あります。</li> <li>□ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、令和 2 年に協議の場を設置し、関係機関との情報共有や地域課題の確認、対応策の検討や支援体制づくりについて協議を行っています。また、コーディネーターの配置は現状ではできていないものの、有資格者へ支援を依頼し適切な対応を行っています。</li> </ul> |
|-----------------|---|

### 市の目標設定

| 項目                               | 目標   |
|----------------------------------|--|
| 児童発達支援センターの設置                    | 市内に 1 か所設置できているため、事業所と連携して対象児童の支援を行います。  |
| 保育所等訪問支援の実施                      | 実施体制が構築できているため、事業所や保育園と連携して対象児童の支援を行います。                                       |
| 重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所の確保     | 市内に 1 か所設置できているため、事業所と連携して対象児童の支援を行います。  |
| 重症心身障害のある児童を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 | 市内に 1 か所設置できているため、事業所と連携して対象児童の支援を行います。  |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置         | 令和 2 年 4 月に協議の場を設置し、関係機関と協議を行っています。情報共有や地域課題の確認、対応策の検討や支援体制づくりについて引き続き協議を行います。 |
| 医療的ケア児の支援のためのコーディネーターの配置         | 令和 7 年 4 月以降に 1 人配置します。  |

|                |  |
|----------------|--|
| <p>基本的な考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 市内の児童発達支援センターと連携し、障害のある子どもへの重層的な地域支援体制の構築を図ります。</li> <li>□ 保育所等訪問支援を実施する事業所へ依頼し、障害児通所支援事業所と保育所等の連携を図ります。</li> <li>□ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所と連携し、必要なサービスが提供できるよう連携を図ります。</li> <li>□ 医療的ケア児支援の協議の場を活用し、必要な支援の検討を行います。また、国の基本指針に順じ、コーディネーターの配置を継続します。</li> </ul> |
|----------------|--|

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

| <p style="text-align: center;">国の基本的な指針</p>   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。</li> <li>• 地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。</li> </ul> |  |

|                 |  |
|-----------------|--|
| <p>前回計画のまとめ</p> | <p>□ 子ども・障がい者相談支援センター（リンクステーション）を中心に、相談支援体制の強化を図る体制を確保しています。</p> |
|-----------------|--|

### 市の目標設定

| <p>項目</p>      | <p>目標</p>  |
|----------------|--|
| <p>実施体制の確保</p> | <p>子ども・障がい者相談支援センター（リンクステーション）を中心に、今後も継続して相談支援体制の強化等を図ります。</p> <p>市内相談支援事業所連絡会と赤磐市障害者自立支援協議会が連携し、個別事例を通じて明らかになった課題を共有し、サービス提供基盤の開発・改善等の取組を行うための体制を引き続き確保します。</p> |

|                |  |
|----------------|--|
| <p>基本的な考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援が実施できるよう努めます。</li> <li><input type="checkbox"/> 地域の相談支援事業者の人材育成支援に努めます。</li> <li><input type="checkbox"/> 地域の相談機関との連携強化に取り組みます。</li> </ul> |
|----------------|--|

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

|   |  |
|---|--|
| <p>国の基本的な指針</p>   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害のある人等が真に必要な障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。</li> <li>• 自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。そこで、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。</li> </ul> |  |

|                 |   |
|-----------------|---|
| <p>前回計画のまとめ</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 岡山県が主催する障害福祉サービス等の研修に2名以上参加し、適正な支給決定に努めています。</li> <li><input type="checkbox"/> 自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する機会は設けられませんでした。</li> </ul> |
|-----------------|---|

### 市の目標設定

| 項目             | 目標  |
|----------------|---|
| <p>実施体制の構築</p> | <p>障害福祉サービス等に係る研修に毎年2名以上参加します。<br/>事業所や関係自治体と連携し、審査内容を分析・共有できる体制の構築を図ります。</p> |

|                |   |
|----------------|---|
| <p>基本的な考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 都道府県等が実施する障害福祉サービス等の研修に積極的に参加し、職員の資質向上に努めます。</li> <li><input type="checkbox"/> 障害福祉サービス等の質を向上させるため、事業所や関係自治体と連携し取り組んでいきます。</li> </ul> |
|----------------|---|

## 5-2 障害福祉サービス等の見込み量

### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、自宅での生活全般の支援や外出時の移動支援を行うサービスで、介護や支援が必要な人が居宅で生活していく上で重要なサービスです。

#### ① サービス種別と概要

| サービス種別     | 概要  |
|------------|---|
| 居宅介護       | 自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。   |
| 重度訪問介護     | 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援等を総合的に行います。                             |
| 同行援護       | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人を対象に、必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。 |
| 行動援護       | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。                                      |
| 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性が高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。  |

#### ② 各年度のサービス見込み量と確保の方策

訪問系サービスの見込み量

| サービス種別 |           | 実績       |          |          | 見込み量     |          |          |
|--------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|        |           | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 |
| 居宅介護   | (実利用者数/月) | 41       | 47       | 44       | 44       | 45       | 46       |
|        | (時間数/月)   | 339      | 370      | 401      | 410      | 418      | 426      |
| 重度訪問介護 | (実利用者数/月) | 0        | 1        | 2        | 2        | 2        | 3        |
|        | (時間数/月)   | 0        | 142      | 334      | 341      | 347      | 354      |
| 同行援護   | (実利用者数/月) | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        |
|        | (時間数/月)   | 11       | 10       | 14       | 15       | 15       | 15       |

※R5年度は10月実績

## 訪問系サービスの見込み量(つづき)

| サービス種別     |           | 実績       |          |          | 見込み量     |          |          |
|------------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|            |           | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 |
| 行動援護       | (実利用者数/月) | 2        | 2        | 2        | 2        | 2        | 3        |
|            | (時間数/月)   | 22       | 15       | 16       | 17       | 17       | 17       |
| 重度障害者等包括支援 | (実利用者数/月) | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
|            | (時間数/月)   | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |

※R5年度は10月実績

|               |   |
|---------------|---|
| 見込み量<br>確保の方策 | <p><input type="checkbox"/> 市内の事業所数は、令和5年12月現在、居宅介護が5事業所、重度訪問介護が2事業所、同行援護が1事業所です。行動援護と重度障害者等包括支援事業所はありません。今後も市内及び近隣自治体の事業所の活用で対応していきます。</p> <p><input type="checkbox"/> 今後、サービス利用量の増加が見込まれるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充及び質的向上を図るよう働きかけていきます。</p> <p><input type="checkbox"/> 高齢の障害のある人が切れ目なく適切な支援を受けられるよう、介護保険制度に基づくサービス等との連携の強化に向けた検討を進めます。</p> <p><input type="checkbox"/> 医療的ケアが必要な人や重度心身障害のある人が必要な支援を受けられるよう、サービスの確保に努めます。</p> <p><input type="checkbox"/> 従業者は資格が必要であるため、資格取得のための従業者養成研修等への参加及び専門的人材の確保に努めるよう働きかけていきます。</p> |
|---------------|---|

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障害のある人等が自立と社会参加の促進を図るため、ニーズに応じた日中活動の場を提供するサービスです。

### ① サービス種別と概要

| サービス種別     | 概要  |
|------------|---|
| 生活介護       | 常時介護が必要な人に、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。  |
| 自立訓練(機能訓練) | 自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。<br>【標準利用期間(18か月)】                                     |
| 自立訓練(生活訓練) | 自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。<br>【標準利用期間(24か月)】 【長期入院・入所(36か月)】                          |
| 就労選択支援     | 従来の就労移行支援をはじめとした各サービスとともに、障害のある人の希望やスキルに合う仕事探しを支援する新たなサービスです。令和7年10月より創設予定です。                                   |
| 就労移行支援     | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。<br>【標準利用期間(24か月)】   |
| 就労継続支援(A型) | 事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。なお、労働基準法等の関係法規を遵守する必要があります。 |
| 就労継続支援(B型) | 就労の機会や生産活動の機会を提供します。(雇用契約は締結しない。)一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。                   |
| 就労定着支援     | 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。   |

|           |  |
|-----------|--|
| 療養介護      | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の支援を行います。 |
| 短期入所(福祉型) | 自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。                |
| 短期入所(医療型) | 医療ニーズの高い人を対象に、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。  |

## ②各年度のサービス見込み量と確保の方策

### 日中活動系サービスの見込み量

| サービス種別     |           | 実績       |          |          | 見込み量     |          |          |
|------------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|            |           | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 |
| 生活介護       | (実利用者数/月) | 112      | 116      | 117      | 119      | 121      | 124      |
|            | (人日/月)    | 2,141    | 2,247    | 2,368    | 2,414    | 2,462    | 2,511    |
| 自立訓練(機能訓練) | (実利用者数/月) | 0        | 0        | 0        | 1        | 1        | 1        |
|            | (人日/月)    | 0        | 0        | 0        | 10       | 10       | 10       |
| 自立訓練(生活訓練) | (実利用者数/月) | 5        | 7        | 4        | 4        | 4        | 4        |
|            | (人日/月)    | 76       | 84       | 53       | 54       | 55       | 56       |
| 就労選択支援     | (実利用者数/月) | -        | -        | -        | -        | 1        | 1        |
|            | (人日/月)    | -        | -        | -        | -        | 7        | 10       |
| 就労移行支援     | (実利用者数/月) | 12       | 12       | 9        | 9        | 9        | 9        |
|            | (人日/月)    | 142      | 105      | 126      | 128      | 131      | 133      |
| 就労継続支援(A型) | (実利用者数/月) | 76       | 82       | 82       | 83       | 85       | 87       |
|            | (人日/月)    | 1,462    | 1,503    | 1,656    | 1,691    | 1,724    | 1,759    |
| 就労継続支援(B型) | (実利用者数/月) | 95       | 101      | 104      | 106      | 108      | 110      |
|            | (人日/月)    | 1,551    | 1,648    | 1,830    | 1,866    | 1,903    | 1,942    |

※R5年度は10月実績

日中活動系サービスの見込み量(つづき)

| サービス種別    |           | 実績       |          |          | 見込み量     |          |          |
|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|           |           | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 |
| 就労定着支援    | (実利用者数/月) | 9        | 9        | 4        | 7        | 9        | 12       |
| 療養介護      | (実利用者数/月) | 12       | 12       | 12       | 12       | 12       | 13       |
| 短期入所(福祉型) | (実利用者数/月) | 24       | 31       | 22       | 25       | 30       | 35       |
|           | (人日/月)    | 45       | 54       | 84       | 75       | 85       | 95       |
| 短期入所(医療型) | (実利用者数/月) | 0        | 0        | 0        | 3        | 5        | 6        |
|           | (人日/月)    | 0        | 0        | 0        | 9        | 15       | 20       |

※R5年度は10月実績

|               |  |
|---------------|--|
| 見込み量<br>確保の方策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 市内の事業所数は、令和5年12月日現在、就労継続支援A型は2事業所、就労継続支援B型は5事業所、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援・就労定着支援・自立訓練（機能訓練）はありません。今後も市内及び近隣自治体の事業所の活用で対応していきます。</li> <li>□ 第7期の見込み量は、就労継続支援（A型・B型）等の利用増加が見込まれる中、特別支援学校の生徒の意向や今後の市内事業所の整備計画等を勘案して設定しました。</li> <li>□ 就労継続支援については、市外事業所の利用を含め、広域的な連携・対応により、増加するサービス利用量の確保に努めます。</li> <li>□ 療養介護は、長期入院による医療的ケアが必要な重度の障害のある人であり、主として大規模な医療機関が実施主体で既存施設の利用が中心になるため、事業を実施する医療機関との連携により、適切なサービスの提供に努めます。</li> <li>□ 短期入所は市内3事業所となっており、現在のサービス体制の維持に努めるとともに、ニーズの高まりに対応するため事業所に対して施設整備等を働きかけます。</li> <li>□ 医療的ケアが必要な人や児童を対象とする短期入所のサービス確保に向けて、引き続き検討を行います。</li> </ul> |
|---------------|--|

### (3) 居住系サービス

居住系サービスは、主として夜間における居住の場を提供し、日常生活上で必要な支援を行うサービスです。

#### ① サービス種別と概要

| サービス種別              | 概要  |
|---------------------|---|
| 自立生活援助              | 障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。 |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談等の日常生活上の援助を行います。   |
| 施設入所支援              | 施設に入所している人に夜間や休日、食事や入浴等の介護等を行います。   |
| 地域生活支援拠点等           | 障害のある人の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支える支援拠点等です。  |

#### ② 各年度のサービス見込み量と確保の方策

居住系サービスの見込み量

| サービス種別              |           | 実績       |          |          | 見込み量     |          |          |
|---------------------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                     |           | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 |
| 自立生活援助              | (実利用者数/月) | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | (実利用者数/月) | 57       | 65       | 65       | 68       | 71       | 75       |
| 施設入所支援              | (実利用者数/月) | 54       | 53       | 51       | 51       | 51       | 51       |

※R5年度は10月実績

居住系サービスの見込み量(つづき)

| サービス種別        |                   |      | 実績       |          |          | 見込み量     |          |          |
|---------------|-------------------|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|               |                   |      | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 |
| 地域生活<br>支援拠点等 | 設置か所数             | (か所) | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        |
|               | コーディネーターの<br>配置人数 | (人)  | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        |
|               | 検証・検討の<br>実施回数    | (回)  | 0        | 0        | 1        | 1        | 2        | 2        |

※R5年度は10月実績

|               |  |
|---------------|--|
| 見込み量<br>確保の方策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 現在、市内に自立生活援助を提供する事業所はありません。引き続き、市内事業所に対して提供体制の整備を促します。</li> <li>□ 第7期の見込み量は、共同生活援助（グループホーム）のニーズの高まりや今後の市内事業所の整備計画等を勘案して設定しました。</li> <li>□ グループホームについては、ニーズが高いことから、引き続き関係事業所に対して施設整備等を働きかけます。</li> <li>□ 真に必要な人が入所できるよう、待機者や入所中の障害のある人の状況確認を行います。</li> <li>□ 年1回、地域の関係機関による連絡会議を開催し、地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討を行います。</li> </ul> |
|---------------|--|

## (4) 相談支援サービス

サービス等利用計画の作成をはじめ、施設や病院から地域への移行について相談を行うサービスです。

### ① サービス種別と概要

| サービス種別              | 概要   |
|---------------------|--|
| 計画相談支援（サービス等利用計画作成） | すべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。 |
| 地域移行支援              | 施設や病院から地域移行する人に、住居の確保や地域に移行するためのその他の活動に関する相談や必要な支援を行います。                       |
| 地域定着支援              | 施設や病院から地域移行した人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談や必要な支援を行います。                       |

### ② 各年度のサービス見込み量と確保の方策

相談支援サービスの見込み量

| サービス種別 |           | 実績   |      |      | 見込み量 |      |      |
|--------|-----------|------|------|------|------|------|------|
|        |           | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 計画相談支援 | (実利用者数/月) | 56   | 73   | 48   | 55   | 60   | 65   |
| 地域移行支援 | (実利用者数/月) | 1    | 2    | 2    | 3    | 4    | 5    |
| 地域定着支援 | (実利用者数/月) | 1    | 1    | 1    | 2    | 2    | 2    |

※R5年度は10月実績

|               |   |
|---------------|---|
| 見込み量<br>確保の方策 | <input type="checkbox"/> ニーズの高まりを受けて支援体制を強化していきます。<br><input type="checkbox"/> サービスの選択や真に本人が希望する事業所の選択など対象者をきめ細かく支援するとともに、個々の利用者の実情に応じた継続サービス利用支援の実施に努めます。<br><input type="checkbox"/> 地域移行生活に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等に努めるとともに、医療機関・行政機関等との連携及び調整を密に行います。 |
|---------------|---|

## 5-3 障害のある児童を支援するサービス等の見込み量

### (1) 児童発達支援等

通所によりさまざまな訓練を行う児童発達支援や放課後等デイサービスをはじめ、支援の必要な児童を対象としたサービスです。

#### ①サービス種別と概要

| サービス種別                             | 概要   |
|------------------------------------|--|
| 児童発達支援                             | 児童発達支援センター等の施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を受けるものです。   |
| 放課後等デイサービス                         | 学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している発達支援の必要な児童が、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を受けるものです。 |
| 保育所等訪問支援                           | 児童発達支援センター等の職員が発達支援の必要な児童の通う施設（保育所等）を訪問し、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を提供するものです。                       |
| 居宅訪問型<br>児童発達支援                    | 重度の障害等の状態にある児童であって、児童発達支援等を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、児童の居宅を訪問して発達支援を行います。                        |
| 障害児相談支援                            | 児童発達支援等を利用するため、児童の心身の状況や環境、児童または保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。            |
| 医療的ケア児に対する<br>関連分野の支援を調整するコーディネーター | 医療的ケアが必要な児童の福祉や医療等の関係分野について一定の知識を有し、その暮らしの設計を手助けできる調整者（コーディネーター）を配置します。                                    |

## ②各年度のサービス見込み量と確保の方策

児童発達支援等の見込み量

| サービス種別                         |           | 実績       |          |          | 見込み量     |          |          |
|--------------------------------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                                |           | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 |
| 児童発達支援                         | (実利用者数/月) | 158      | 164      | 141      | 148      | 155      | 163      |
|                                | (人日/月)    | 696      | 759      | 723      | 723      | 797      | 836      |
| 放課後等デイサービス                     | (実利用者数/月) | 193      | 215      | 229      | 240      | 252      | 265      |
|                                | (人日/月)    | 1,101    | 1,162    | 1,416    | 1,486    | 1,560    | 1,638    |
| 保育所等訪問支援                       | (実利用者数/月) | 6        | 8        | 3        | 4        | 5        | 7        |
|                                | (人日/月)    | 7        | 15       | 3        | 4        | 6        | 9        |
| 居宅訪問型児童発達支援                    | (実利用者数/月) | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 1        |
|                                | (人日/月)    | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 5        |
| 障害児相談支援                        | (実利用者数/月) | 33       | 40       | 48       | 50       | 55       | 60       |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター | (配置人数)    | 0        | 0        | 0        | 0        | 1        | 1        |

※R5年度は10月実績

|               |  |
|---------------|--|
| 見込み量<br>確保の方策 | <input type="checkbox"/> 事業所等と連携して、ニーズの高まりに応じた施設整備や受け入れ体制を構築していきます。<br><input type="checkbox"/> サービス提供事業者に対して障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、サービスの充実に努めます。<br><input type="checkbox"/> 子どもの発達の状況などにあわせて事業所を保護者等が選択できるよう、事業者情報の提供を行います。<br><input type="checkbox"/> 児童福祉に関わる機関との連携を図り、必要なサービスが利用できるような体制づくりを推進します。<br><input type="checkbox"/> 障害児通所支援は、障害児相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。<br><input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援は、令和8年度から実施できるように努めます。<br><input type="checkbox"/> 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、令和7年度からの配置を目指します。 |
|---------------|--|

## (2) 子ども・子育て支援等

### ①サービスの見込み

| サービス                   | 見込み   |
|------------------------|---|
| 保育園における障害のある児童の利用      | 特別な支援が必要な児童を把握し、障害の程度に応じて、職員の配置等必要な調整や体制整備を図っていきます。         |
| 放課後児童クラブにおける障害のある児童の利用 | 放課後児童クラブの利用を希望する児童に関し、必要に応じて小学校と連携・情報共有を行い、必要な体制整備に努めていきます。 |

### ②確保の方策

|       |   |
|-------|---|
| 確保の方策 | <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 発達が気になる子どもの早期発見や相談・支援を行うため、関係機関で連携し取り組んでいきます。</li><li><input type="checkbox"/> 保育士等の専門性の向上のため、引き続き障害児保育に関する研修や講習会を受講するなど、保育の質の向上を図ります。</li><li><input type="checkbox"/> 必要に応じ、発達障害者支援コーディネーターと情報共有を行い、連携して個別の支援ができるよう努めます。</li><li><input type="checkbox"/> 放課後児童クラブ支援員の指導の充実を図るため、必要な研修の受講に努めていきます。</li></ul> |
|-------|---|

## 5-4 地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障害のある人等が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。任意事業については実施する事業についての見込み量を設定します。

### (1) 事業種別

| 区分          | 事業種別                    |   |
|-------------|-------------------------|---|
| 必須事業        | 理解促進研修・啓発事業             |   |
|             | 自発的活動支援事業               |   |
|             | 相談支援事業                  | 障害者相談支援事業<br>基幹相談支援センター（機能強化事業を含む）<br>住宅入居等支援事業           |
|             | 成年後見制度利用支援事業            |   |
|             | 成年後見制度法人後見支援事業          |   |
|             | 意思疎通支援事業                |   |
|             | 日常生活用具給付等事業             |   |
|             | 手話奉仕員養成事業               |   |
|             | 移動支援事業                  |   |
|             | 地域活動支援センター事業（機能強化事業を含む） |   |
|             | 任意事業                    | 日常生活支援  |
| 社会参加支援      |                         | レクリエーション活動等支援<br>芸術文化活動振興<br>点字・声の広報等発行<br>自動車運転免許取得・改造助成 |
| 就業・就労支援     |                         | 知的障害者職親委託事業<br>更生訓練費支給事業                                  |
| 障害支援区分認定等事務 |                         |   |
| 地域生活支援促進事業  |                         | 障害者虐待防止対策支援事業<br>成年後見制度普及啓発事業                             |

## (2) 必須事業

### ①理解促進研修・啓発事業

障害のある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等の理解を深めるための研修・啓発を行います。

理解促進研修・啓発事業の見込み量

| サービス種別        |        | 実績       |          |          | 見込み量     |          |          |
|---------------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|               |        | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 |
| 災害時要援護者サポート研修 | (回数/年) | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 1        |

※R5年度は見込み

|               |   |
|---------------|---|
| 見込み量<br>確保の方策 | <input type="checkbox"/> 自主防災組織及び学校等で研修を開催し、災害時の障害のある人等への情報伝達や避難誘導についての講習や体験を行うことにより、地域社会での支援や障害のある人等への理解について啓発を行います。 |
|---------------|---|

### ②自発的活動支援事業

障害がある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

自発的活動支援事業の見込み量

| サービス種別        |        | 実績       |          |          | 見込み量     |          |          |
|---------------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|               |        | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 |
| 精神障害者ふれあい促進事業 | (回数/年) | 0        | 0        | 3        | 3        | 3        | 3        |

※R5年度は見込み

|               |  |
|---------------|--|
| 見込み量<br>確保の方策 | <input type="checkbox"/> 精神障害のある人等とその家族を対象にふれあいの場を設け、交流や悩み相談、アドバイス等により障害のある人等の自立促進を図ります。 |
|---------------|--|

### ③相談支援事業

障害のある人等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

相談支援事業の見込み量

| サービス種別     |         | 実績       |          |          | 見込み量     |          |          |
|------------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|            |         | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 |
| 障害者相談支援事業  | (実施の有無) | 有        | 有        | 有        | 有        | 有        | 有        |
| 基幹相談支援センター | (実施の有無) | 有        | 有        | 有        | 有        | 有        | 有        |
| 住宅入居等支援事業  | (実施の有無) | 無        | 無        | 無        | 無        | 無        | 有        |

※R5年度は見込み

|               |  |
|---------------|--|
| 見込み量<br>確保の方策 | <input type="checkbox"/> 障害のある人等やその家族等からの相談に対し、必要な情報提供や助言を行うため、専門的な職員を配置するなど、相談支援の充実に努めます。<br><input type="checkbox"/> 障害のある人等への虐待や差別の解消に向けて、サービス提供者や相談支援事業者等の関係機関と連携を図り、人権擁護のために必要な支援を行います。<br><input type="checkbox"/> 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援事業所に対する専門的な助言や指導を行い、地域の相談支援体制の強化に努めます。 |
|---------------|--|

#### ④ 成年後見制度利用支援事業

知的障害や精神障害等により判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう、成年後見制度の利用を支援します。

成年後見制度利用支援事業の見込み量

| サービス種別       |        | 実績       |          |          | 見込み量     |          |          |
|--------------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|              |        | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 |
| 成年後見制度利用支援事業 | (件数/年) | 6        | 4        | 4        | 7        | 8        | 9        |

※R5年度は見込み

|               |  |
|---------------|--|
| 見込み量<br>確保の方策 | <input type="checkbox"/> 権利擁護が必要な場合には、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業または市の成年後見利用支援事業につなげます。 |
|---------------|--|

#### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の業務を適正に行える法人を確保するとともに、法人後見の活動を支援します。

成年後見制度法人後見支援事業の見込み量

| サービス種別         |         | 実績       |          |          | 見込み量     |          |          |
|----------------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                |         | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | (実施の有無) | 無        | 無        | 無        | 無        | 無        | 有        |

※R5年度は見込み

|               |  |
|---------------|--|
| 見込み量<br>確保の方策 | <input type="checkbox"/> 法人後見を実施する法人等が確保され制度が適切に運営されるよう支援します。<br><input type="checkbox"/> 障害のある人等の権利擁護が必要な場合には、成年後見制度の利用も含め適切に対応できるよう努めます。 |
|---------------|--|

## ⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

意思疎通支援事業の見込み量

| サービス種別    |        | 実績       |          |          | 見込み量     |          |          |
|-----------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|           |        | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 |
| 手話通訳者設置事業 | (人数/年) | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        |
| 手話通訳者派遣事業 | (回数/年) | 112      | 121      | 125      | 127      | 130      | 135      |
| 要約筆記者派遣事業 | (回数/年) | 17       | 8        | 25       | 25       | 27       | 27       |

※R5年度は見込み

|               |   |
|---------------|---|
| 見込み量<br>確保の方策 | <input type="checkbox"/> 意思疎通支援者の技術及び知識の向上を目的とした研修の開催、手話奉仕員の養成講座の開催、県等の開催する研修への参加等により、人材の養成・資質の向上と確保を図ることにより、意思疎通支援が必要な人への支援の充実を図ります。 |
|---------------|---|

## ⑦日常生活用具給付等事業

障害のある人等について、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図ります。

日常生活用具給付等事業の見込み量

| サービス種別           |        | 実績       |          |          | 見込み量     |          |          |
|------------------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                  |        | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 |
| 介護・訓練支援用具        | (件数/年) | 4        | 5        | 5        | 6        | 6        | 7        |
| 自立生活支援用具         | (件数/年) | 4        | 7        | 7        | 8        | 8        | 9        |
| 在宅療養等支援用具        | (件数/年) | 2        | 5        | 5        | 6        | 6        | 7        |
| 情報・意思疎通支援用具      | (件数/年) | 5        | 6        | 6        | 7        | 7        | 8        |
| 排泄管理支援用具         | (件数/年) | 1,052    | 1,109    | 1,130    | 1,145    | 1,160    | 1,175    |
| 居住生活動作補助用具(住宅改修) | (件数/年) | 2        | 2        | 2        | 2        | 2        | 2        |

※R5年度は見込み

|               |   |
|---------------|---|
| 見込み量<br>確保の方策 | <input type="checkbox"/> 障害のある人等が安定した日常生活を送ることができるよう、給付対象者のニーズに配慮しながら、障害の特性に応じた適切な日常生活用具の給付に努めます。 |
|---------------|---|

### ⑧手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等の自立した日常生活または社会生活を支援するため、手話での日常会話に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。

手話奉仕員養成研修事業の見込み量

| サービス種別           |        | 実績       |          |          | 見込み量     |          |          |
|------------------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                  |        | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 |
| 手話奉仕員養成研修事業(修了者) | (回数/年) | 22       | 11       | 11       | 22       | 22       | 22       |

※R5年度は見込み

|               |   |
|---------------|---|
| 見込み量<br>確保の方策 | <input type="checkbox"/> 広報等による周知啓発により手話奉仕員の養成につなげ、支援を必要とする人に適切な支援が届くように努めます。 |
|---------------|---|

### ⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人等について、外出支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進します。

移動支援事業の見込み量

| サービス種別     |        | 実績       |          |          | 見込み量     |          |          |
|------------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|            |        | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 |
| 事業所数(市外含む) | (か所)   | 19       | 19       | 19       | 19       | 20       | 20       |
| 利用者数       | (人数/月) | 22       | 22       | 20       | 22       | 23       | 24       |
| 利用延時間      | (時間/月) | 69       | 64       | 67       | 70       | 72       | 75       |

※R5年度は見込み

|               |   |
|---------------|---|
| 見込み量<br>確保の方策 | <input type="checkbox"/> 利用意向が高くなっており、ニーズの高まりに応じた提供体制を市外の事業所を含めて確保するよう努めます。 |
|---------------|---|

## ⑩地域活動支援センター事業

障害のある人等が地域活動支援センターに通所をし、創作的活動、生産活動及び相談等を通して自立と社会参加の促進を図るとともに、家庭における介護の負担を軽減することを目的とするサービスです。

地域活動支援センター事業の見込み量

| サービス種別 |        | 実績       |          |          | 見込み量     |          |          |
|--------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|        |        | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 |
| 事業所数   | (市内か所) | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        |
| 登録者数   | (人数/月) | 15       | 15       | 15       | 15       | 16       | 16       |
| 利用者数   | (人数/月) | 7        | 7        | 8        | 10       | 10       | 10       |

※R5年度は見込み

|               |   |
|---------------|---|
| 見込み量<br>確保の方策 | <input type="checkbox"/> 創作活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図り、障害に対する理解促進に努めます。 |
|---------------|---|

## (3) 任意事業

## ①日中一時支援

障害のある人等の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするサービスです。

日中一時支援の見込み量

| サービス種別     |        | 実績       |          |          | 見込み量     |          |          |
|------------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|            |        | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 |
| 事業所数(市外含む) | (か所)   | 20       | 20       | 21       | 21       | 22       | 22       |
| 利用者数       | (人数/月) | 99       | 101      | 113      | 115      | 117      | 117      |
| 利用延回数      | (回数/月) | 526      | 505      | 554      | 560      | 565      | 562      |

※R5年度は見込み

|               |  |
|---------------|--|
| 見込み量<br>確保の方策 | <input type="checkbox"/> 市内外の事業所と連携して、現状のサービスを維持することに努めます。 |
|---------------|--|

## ②その他の任意事業

その他の任意事業の見込み量

| サービス種別      |        | 実績       |          |          | 見込み量     |          |          |
|-------------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|             |        | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 |
| 点字・声の広報等発行  | (回数/年) | 12       | 12       | 12       | 12       | 12       | 12       |
| 自動車運転免許取得助成 | (人数/年) | 3        | 2        | 1        | 3        | 3        | 3        |
| 自動車改造助成     | (人数/年) | 1        | 5        | 2        | 5        | 5        | 5        |
| 障害支援区分認定等事務 | (件数/年) | 98       | 91       | 97       | 100      | 100      | 100      |

※R5年度は見込み

|               |  |
|---------------|--|
| 見込み量<br>確保の方策 | <input type="checkbox"/> 障害のある人等の社会参加に必要な事業のため、引き続き実施していきます。 |
|---------------|--|

## ③地域生活支援促進事業

障害のある人等への虐待の防止や早期発見、迅速な対応、適切な支援のため、地域における行政、福祉、医療、司法等の関係する機関や団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

成年後見制度普及啓発事業は、成年後見制度の利用を促進するサービスです。

地域生活支援促進事業の見込み量

| サービス種別        |         | 実績       |          |          | 見込み量     |          |          |
|---------------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|               |         | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 |
| 障害者虐待防止対策支援事業 | (実施の有無) | 有        | 有        | 有        | 有        | 有        | 有        |
| 成年後見制度普及啓発事業  | (回数/年)  | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        |

※R5年度は見込み

|               |   |
|---------------|---|
| 見込み量<br>確保の方策 | <input type="checkbox"/> 関係機関との連携を十分に図ることで、虐待の防止や早期発見・早期対応と、成年後見制度の普及啓発に努めます。 |
|---------------|---|

## 5-5 障害者施策の推進

### (1) 発達障害のある人等への支援

発達障害のある人等への支援の見込み量

(単位:人/年)

| サービス種別                                      | 実績       |          |          | 見込み量     |          |          |
|---|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|   | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 |
| ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者) | 10       | 12       | 12       | 15       | 15       | 15       |
| ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者) | 4        | 4        | 4        | 4        | 4        | 4        |

※R5年度は10月実績

|        |  |
|--------|--|
| 実施の見込み | <input type="checkbox"/> 保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレント・トレーニング等の家族等に対する支援体制の整備に努めます。<br><input type="checkbox"/> 障害のある人同士や家族同士による、ピアサポートやペアレントメンターとして活動を希望する人への情報提供に努めます。 |
|--------|--|

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### ①保健、医療及び福祉関係者による協議の場

協議の場等の見込み量

(単位:回/年、人/年)

| サービス種別                | 実績       |          |          | 見込み量     |          |          |
|-----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                       | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 |
| 協議の場の開催回数             | 0        | 0        | 0        | 0        | 1        | 1        |
| 協議の場への関係者の参加者数        | 0        | 0        | 0        | 0        | 7        | 10       |
| 協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 0        | 0        | 0        | 0        | 1        | 1        |

※R5年度は12月実績

|        |   |
|--------|---|
| 実施の見込み | <input type="checkbox"/> 保健・医療・福祉関係者による協議の場を設け、重層的な連携体制を構築するよう努めます。 |
|--------|---|

## ②精神障害のある人の地域生活に必要な障害福祉サービス等の利用者数

障害福祉サービス(精神障害のある人)の見込み量

(単位:人/月)

| サービス種別          | 実績       |          |          | 見込み量     |          |          |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                 | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 |
| 地域移行支援          | 1        | 2        | 2        | 2        | 2        | 2        |
| 地域定着支援          | 1        | 1        | 1        | 2        | 3        | 4        |
| 共同生活援助(グループホーム) | 9        | 9        | 11       | 15       | 17       | 20       |
| 自立生活援助          | 0        | 0        | 0        | 1        | 1        | 1        |
| 自立訓練            | 2        | 3        | 3        | 2        | 3        | 4        |

※1か月あたりの利用者数

※R5年度は10月実績

|               |   |
|---------------|---|
| 見込み量<br>確保の方策 | <input type="checkbox"/> 地域移行支援は、精神科病院からの退院・地域移行に際しての利用が想定されます。協議の場で地域の実情を把握し、サービス提供体制の整備を図ります。<br><input type="checkbox"/> 共同生活援助(グループホーム)は、精神障害のある人の地域生活を支えるために欠かせないサービスであり、今後も市内及び近隣自治体の事業所の活用で対応していきます。 |
|---------------|---|

### (3) 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制の充実・強化のための取組の見込み量

(単位:件/年、回/年)

| サービス種別                  | 実績       |          |          | 見込み量     |          |          |
|-------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                         | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 |
| 総合的・専門的な相談支援の実施         | 1,211    | 1,205    | 1,038    | 1,220    | 1,235    | 1,250    |
| 相談支援事業者に対する<br>指導・助言の件数 | 206      | 223      | 135      | 225      | 230      | 235      |
| 相談支援事業者の人材育成の<br>支援件数   | 7        | 7        | 7        | 8        | 8        | 7        |
| 相談機関と連携強化の取組の<br>実施回数   | 12       | 13       | 17       | 18       | 20       | 15       |

※R5年度は10月実績

|        |   |
|--------|---|
| 実施の見込み | <p><input type="checkbox"/> 子ども・障がい者相談支援センター（りんくステーション）では、子育てや障害に関する悩みを総合的に相談できる窓口としての業務を行っています。引き続き、相談支援専門員の確保等により、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の充実に努めます。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業所に対する訪問等による指導・助言や相談支援専門員等の人材育成、行政と地域の相談機関との連携を図る取組の実施等により、地域における相談支援体制を強化することに努めます。</p> |
|--------|---|

# 第6章 計画の推進と評価

## 6-1 計画の推進体制

---

### (1) 庁内関係機関との連携

障害のある人等に対する施策は、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、住宅、交通、情報など広範な分野にわたります。

そのため社会福祉課が中心となり、他の関連する担当課との連携はもとより、庁内関連機関との相互連携を図りながら、本計画を推進します。

### (2) 関係各機関との連携

計画の実施にあたっては、ハローワークや特別支援学校など、国や県の機関、また、障害のある人等や障害者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員などと連携するとともに、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、円滑な事業の実施に努めます。

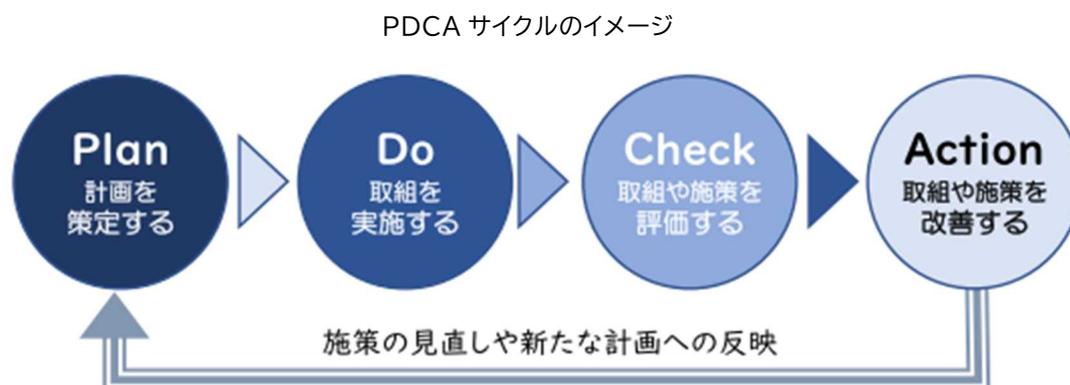
また、障害者関係団体、福祉サービス事業者、相談機関、教育機関などの関係者で構成する赤磐市障害者自立支援協議会と協力して、地域ネットワークの充実を図ります。

## 6-2 計画の点検・評価

### (1) 点検・評価の方針

継続的改善手法の1つである「PDCAサイクル」(Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善))の考え方のもと、各年度における計画の達成状況を踏まえながら、目標数値が達成できるよう関係機関との連携を図り、その実施状況の把握と進行管理に努めます。

また、計画見直しの機会を捉えて、それまでの取組を評価するとともに、関係機関等に対して必要な指導・助言等を行います。



### (2) 点検・評価の方法

庁内の推進体制として、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについて協議を行うことにより、計画の円滑な進行管理に努めます。

また、必要に応じて赤磐市障害者自立支援協議会など関係機関の協力を得ながら、計画の進捗状況の報告及び評価を行い、評価結果は広く市民に公表することで、進行管理の透明性を図ります。

# 資料

## 計画策定組織

---

### (1) 赤磐市障害福祉計画策定委員会

赤磐市障害福祉計画策定委員会規則

平成 17 年 3 月 7 日

規則第 109 号

(設置)

第 1 条 赤磐市障害福祉計画の策定について必要な事項を検討するため、赤磐市障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 障害者計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) 障害児福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (4) その他計画策定に必要な事項に関すること。

(組織及び委員)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内で組織し、市職員及び学識経験者、保健医療関係者、障害者福祉、障害児福祉の関係者等の中から市長が委嘱する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総轄し、副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附則(平成18年2月20日規則第5号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則(令和5年3月31日規則第23号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 赤磐市障害福祉計画策定委員会委員名簿

|    | 関係先等         | 氏名     | 所属（関係先）             |
|----|--------------|--------|---------------------|
| 1  | 学識経験者        | ○井上 慶郎 | 赤磐医師会               |
| 2  | 学識経験者        | 小田桐 早苗 | 川崎医療福祉大学            |
| 3  | 福祉及び公益を代表する者 | 菅谷 聡子  | 赤磐市民生委員児童委員協議会      |
| 4  | 福祉及び公益を代表する者 | ◎西村 公夫 | 赤磐市障害者自立支援協議会       |
| 5  | 福祉及び公益を代表する者 | 平中 健   | あかいわ児童発達支援センター      |
| 6  | 学校・行政機関等関係者  | 清水 珠希  | 岡山県立東備支援学校          |
| 7  | 学校・行政機関等関係者  | 新木 義則  | 和気公共職業安定所（ハローワーク和気） |
| 8  | 関係団体を代表する者   | 宇田 由紀恵 | 知的障害者相談員            |
| 9  | 関係団体を代表する者   | 山部 博通  | 赤磐市身体障害者福祉連合会       |
| 10 | 関係団体を代表する者   | 久山 義訓  | あかいわ精神障がい者家族会連合会    |

（◎：委員長、○：副委員長）

（敬称略）

## 用語解説

---

### あ行

#### 意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える障害のある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、可能な限り本人が自ら意思決定ができるように支援し、本人の意思の確認や意思及び選好の推定をし、最後の手段としての最善の利益の検討のために事業者が行う支援の行為及び仕組みをいう。

#### 医療的ケア児

NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害のある児童のこと。

#### インクルーシブ

「包み込むような」、「包摂的な」との意味。「あらゆる人が孤立したり、排除されないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という理念を表す。

#### ウェブアクセシビリティ

利用者の障害などの有無やその度合い、年齢や利用環境に関わらず、あらゆる人々がウェブサイトで提供されている情報やサービスを利用できること。

### か行

#### 共生社会

地域を構成するあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会にすること。

#### 交流籍

特別支援学校に在籍する児童・生徒が、自分が住んでいる地域の小・中学校におく副次的な籍のこと。交流籍があることにより、居住地の学校の一員としての位置づけが明確になり、友達や仲間といった意識が芽生えることが期待される。

#### 合理的配慮

障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する社会的障壁を取り除くための個別の調整や変更のこと。障害者差別解消法や障害者雇用促進法で、国、地方公共団体や事業者に対して合理的配慮の提供が義務付けられた。

## さ行

### 児童発達支援

児童発達支援センター等の施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を受けるサービスのこと。

### 社会的障壁

障害者差別解消法で、「障害のある人にとって日常生活または社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義され、社会的障壁の除去について、合理的な配慮がされなければならないと規定されている。

### 情報アクセシビリティ

アクセシビリティ (Accessibility) は「利用のしやすさ」のことで、高齢者、障害のある人をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンや Web ページなどの情報資源を不自由なく利用できること。

### 自立支援医療

障害者総合支援法の規定により、心身の障害を除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神通院医療、更生医療、育成医療の種別がある。

### 成年後見制度

精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、本人を支援する人として成年後見人を選任する制度のこと。

## た行

### 地域包括ケアシステム

高齢者や障害のある人、子育て家庭など、支援を必要とする人が身近な地域で相談することができ、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるよう保健・医療・福祉等のサービスが総合的に提供され、地域がサポートし合う社会システムのこと。

### 通級指導

障害の程度が軽く、特別なサポートが必要なのはごく一部という子どもたちが、基本的には他の生徒と一緒に通常学級で過ごし、週に数時間程度、通級指導教室等に移動して指導を受けること。

### デマンド型交通

予約する利用者に応じて運行する時刻や経路が変わる交通方式のこと。

## 特別支援学級

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができる  
とされている学級で、心身に障害のある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を  
行うことを目的とする。対象となるのは、知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、  
言語障害、自閉症・情緒障害のある児童・生徒で特別支援学級において教育を行うことが  
適当なもの。

## 特別支援学校

障害のある幼児・児童・生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ず  
る教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るため  
に必要な知識技能を授けることを目的とする学校のこと。

## 特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加への主体的な取組を支援するための指  
導及び支援のこと。知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とするもの  
を対象にすべての学校において実施されるもの。「学校教育法等の一部を改正する法律  
(平成 18 年)」により推進。

## な行

### ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、誰もが等しく家庭や住み慣れた地域でお互いに人間として  
尊重し合いながら、ともに生きるという社会を目指すこと。

## は行

### バリアフリー

住宅建築用語として、障害のある人等が社会生活をしていく上で障壁となるものを除  
去するという意味で、段差等の物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害  
のある人等の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去  
という意味でも用いられる。

### ピアサポート

同じような立場や課題に直面する人がお互いに支え合うこと。

### 福祉的就労

一般就労が困難な障害のある人等が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓  
練等を受けながら作業を行うこと。

## 福祉避難所

一般の避難所で過ごすことが難しい高齢者や障害のある人など、特別な配慮が必要な人（要配慮者）向けの避難所のこと。災害対策基本法などにに基づき、大規模災害や原子力発電所事故時などに、耐震・耐火などの安全性が保たれた滞在に必要な居室を確保し、手すりやスロープなどのバリアフリー設備が整い、介助・助言などの支援を受けられる施設をいう。

市町村は、福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として、福祉避難所の対象となる者の概数を把握しておく必要がある。

## ペアレント・トレーニング

発達障害のある児童の保護者が自分の子の行動を理解したり、発達障害の特性を踏まえた褒め方やしかり方を学ぶための支援のこと。

## ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう開発されたグループプログラムのこと。発達障害やその傾向がある子の保護者だけでなく、さまざまな悩みのある保護者に有効とされている。

## ペアレントメンター

発達障害のある児童の保護者等であって、その経験を生かし、児童が発達障害の診断を受けて間もない保護者等に対して助言を行う人のこと。

## 放課後等デイサービス

学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している発達支援の必要な児童が、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を受けるサービスのこと。

## や行

### ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などに関わらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。

## ら行

### ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等それぞれの段階のこと。

# 赤磐市

## 第4期障害者計画

### 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

---

発行日 : 令和6(2024)年3月

発行 : 赤磐市

編集 : 赤磐市 保健福祉部 社会福祉課

〒709-0898 岡山県赤磐市下市 344

TEL 086-955-1111 (代表)

ホームページ <https://www.city.akaiwa.lg.jp/>

---